

農林水産省補助事業

# 2016 年度青果物の輸出重点国における 流通構造調査（米国）

2017 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロサンゼルス事務所

農林水産・食品部 農林産品支援課

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

## はじめに

ジェトロは、農林水産業の輸出力強化戦略に基づき、平成 32（2020）年までに農林水産物・食品の輸出額 1 兆円水準を目指すという政府目標の前倒し達成に向けて、取り組みを進めている。

他方、日本から農林水産物・食品を輸出するにあたり、輸出者は流通（物流）面で課題・問題点を抱えており、現地でも価格面で競争劣位にあるケースが多い。また、日本から現地消費者の手に渡るまでの経路、流通段階で発生するトラブル（品質劣化等）、現地での販売価格についても不明な点が多い。このため、ジェトロでは、輸出重点品目について日本から輸出重点国・地域の消費者の手に渡るまでの流通構造の調査を行ってきたところであり、引き続きこれまで調査が十分に行われていない国・地域、品目について調査を行う必要がある。

本調査報告書は、調査対象国・地域における輸入規制や流通（物流）構造、市場実態等を明らかにすることで、青果物の輸出に携わる事業者・生産者等の関係者が、これらの国・地域に係る輸出戦略を検討する際、又は実際に輸出実務を遂行する際に有益な情報として活用されることを目的とした。

本調査結果が日本産農林水産物・食品の輸出拡大の一助となれば幸いである。

2017 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロサンゼルス事務所

農林水産・食品部 農林産品支援課

## 目次

<b>1 基礎情報</b> .....	<b>1</b>
1-1 生産量、消費量、輸出入 .....	1
1-2 日本からの輸出実績 .....	10
<b>2 流通構造および価格形成の実態把握</b> .....	<b>14</b>
2-1 青果物を取り扱う現地の事業者 .....	14
(1) 青果物全体の市場規模 .....	14
(2) 青果物を取り扱う主な事業者 .....	15
(3) 日本産青果物の取扱事業者 .....	16
2-2 調査対象品目の流通経路、時間 .....	19
日本からの輸出税関と米国での輸入税関 .....	19
日本産品の米国向け流通経路・所要時間 .....	21
2-3 調査対象品目の流通費用 .....	23
2-4 現地の商慣習 .....	26
<b>3 小売等における日本産青果物（ながいも及びいちご）の消費実態</b> .....	<b>27</b>
3-1 概況 .....	27
3-2 小売における日本産品の現地消費実態 .....	31
<b>4 輸出規制およびその対応に係る実態把握</b> .....	<b>37</b>
4-1 輸出重点品目に対する輸出規制の概要 .....	37
4-2 調査対象品目について輸入規制の対応に係る実態 .....	42

図表一覧

図 1-1 米国における生鮮野菜の生産量および国内消費量（2010-2015年）	1
図 1-2 米国における生鮮果物の生産量および国内消費量（2010-2015年）	2
図 1-3 米国における生鮮野菜の輸出量および輸入量（2010-2015年）	2
図 1-4 米国における生鮮果物の輸出量および輸入量（2010-2015年）	3
図 1-5 米国における生鮮いちご（fresh strawberries）の国内生産量及び消費量（2005-2014年）	6
図 1-6 地域別いちご出荷量（2012年、百万ポンド）	6
図 1-7 カリフォルニア州とフロリダ州の月別いちご出荷量（2012年、百万ポンド）	7
図 1-8 全米におけるいちご（生食用）の月別小売店販売価格推移	10
図 1-9 日本から米国へのヤムイモ（HSコード：0714.30）年間輸出量（2012～2015年）	11
図 1-10 日本から米国へのヤムイモ（HSコード：0714.30）月別輸出量（2015年）	12
図 1-11 日本から米国へのいちご（HSコード：0810.10）月別輸出量（2015年）	13
図 2-1 米国における生鮮野菜・果物のバリューチェーン：2010年推定売上高	14
図 2-2 米国における消費者向けながいもの主な流通構造（ヒアリング調査に基づく）	17
図 2-3 米国における消費者向けいちごの主な流通構造（ヒアリング調査に基づく）	19
図 3-1 小売店における農作物販売シェア（売上ベース、2016年7月10日までの52週実績）	29
図 3-2 小売店におけるベリーの種類別販売シェア	30
図 3-3 米国内におけるいちごの生産高（生食用と加工用）	30
表 1-1 FAO統計コード：根菜および塊茎類（加工品除く）	4
表 1-2 主要国・地域から米国へのヤムイモ（HTSコード：0714.30）輸入実績（課税価格）	5
表 1-3 米国から主要国・地域へのヤムイモ（HTSコード：0714.30）輸出実績（課税価格）	5
表 1-4 米国主要都市におけるながいも等の店頭価格例	5
表 1-5 主要国・地域から米国のいちご（HTSコード：0810.10、fresh strawberry）	8
表 1-6 米国から主要国・地域へのいちご（HTSコード：0810.10、fresh strawberry）	8
表 1-7 地域別：小売での1ポンドあたりの平均販売価格	9
表 1-8 米国主要都市における日本産いちごの店頭価格例（2016年1～2月実績）	10
表 1-9 日本からのヤムイモ（HSコード：0714.30）輸出実績（2015年、国・地域別比率）	12
表 1-10 2015年の日本からのいちご（HSコード：0810.10）輸出実績（国・地域別比率）	13
表 2-1 青果物の取扱のある主な米国卸売業者	15
表 2-2 青果物の取扱のある主な米国小売事業者	16
表 2-3 日本から米国へのヤムイモ輸出における税関別取扱数量および金額	19
表 2-4 日本から米国に輸入されたヤムイモの税関拠点別取扱数量および金額	20
表 2-5 日本から米国へのいちご輸出における税関別取扱数量および金額	20
表 2-6 日本から米国に輸入されたいちご税関拠点別取扱数量および金額	20
表 2-7 日本産ながいもの流通経路および要する時間	21
表 2-8 日本産いちごの流通経路および要する時間	22
表 2-9 カリフォルニア産いちごの東海岸都市までの流通経路および要する時間	23
表 2-10 日本から米国に輸入されたヤムイモの税関拠点別取扱数量および金額	23

表 2-11 日本産ながいもの流通段階別コスト.....	24
表 2-12 日本から米国に輸入されたいちご課税価格および受入関税込み価格.....	25
表 2-13 日本産いちごの流通段階別コスト（市場：ロサンゼルス） .....	25
表 2-14 カリフォルニア産いちごの流通段階別コスト（市場：ロサンゼルス） .....	26

## 1 基礎情報

### 1-1 生産量、消費量、輸出入

#### (1) 青果物全体

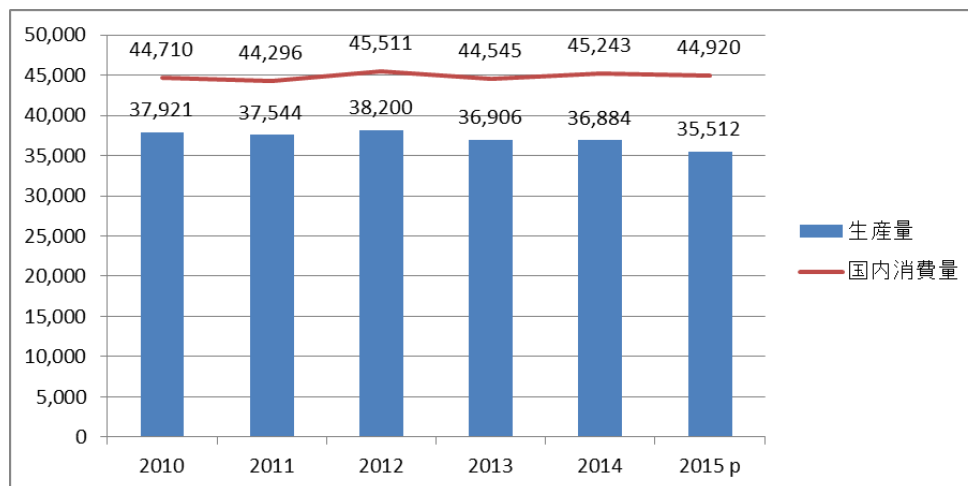
##### ① 生産量・消費量

米国の農作物の生産量・消費量に関する統計は農務省（United States Department of Agriculture : USDA）の国立農業統計局（National Agricultural Statistics Service: NASS）および経済研究局（Economic Research Service: ERS）が取り扱っている<sup>1</sup>。米国の青果物全体の生産量・消費量については、USDA が毎年年鑑を公表している。

「2016年版野菜・食用豆類年鑑（2016 Vegetables and Pulses Yearbook）」によれば、2015年の米国内における生鮮野菜（fresh market vegetables）の生産量（数量ベース）は約355億ポンドで、国内消費量は449億ポンドであった（図1-1）。

図1-1 米国における生鮮野菜の生産量および国内消費量（2010-2015年）

（単位）百万ポンド



（注）2015年のデータは暫定値。

（出所）USDA “2016 Vegetables and Pulses Yearbook”によりジェトロ作成

一方、果物に関する最新年鑑「2015年版果物・ナッツ類年鑑（2015 Fruit and Tree Nuts Yearbook）」では、生産量および国内消費量については果物別に掲載されている<sup>2</sup>。図1-2は、同年鑑に掲載されている19種類（りんご、アンズ、アボカド、バナナ、ブルーベリー、ブドウ、キウイ、マンゴ、パパイヤ、桃、梨、パイナップル、ラズベリー、いちご、グレープフルーツ、レモン、ライム、オレンジ、みかん）の主な生鮮果物（fresh fruits）について、2010年から2015年<sup>3</sup>における生産量を含む国内消費量の推移である。これによれば、生鮮果物の生産高（数量ベース）は約231億ポンドで、国内消費量は356億ポンドであった（図1-2）。

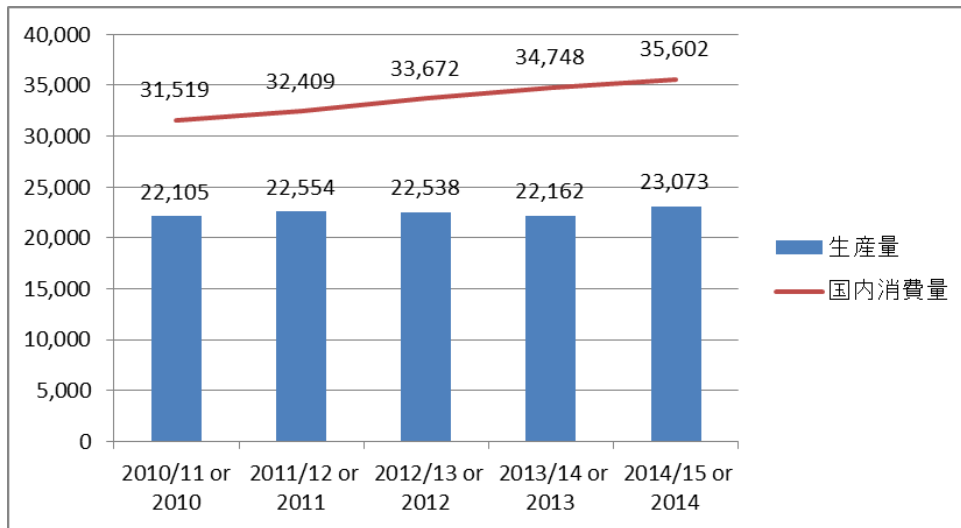
<sup>1</sup> NASSが農業に関連する基本的な情報・データの収集、取りまとめ、報告書発表を行うのに対し、ERSはNASSが集めた情報・データを更に分析した調査を実施し、経済的報告書を作成するという役割を担っている。

<sup>2</sup> <http://www.ers.usda.gov/data-products/fruit-and-tree-nut-data/yearbook-tables.aspx>

<sup>3</sup> 同統計では果物により、年表記と年度表記が混在している。また、年度についても開始月が果物により異なるケースもある。ここでは各年度の開始月の違いは考慮せず、暫定的に同一年度単位での合計を算出している。

図 1-2 米国における生鮮果物の生産量および国内消費量（2010-2015年）

（単位）百万ポンド



（注）果物により年度表記と年表記のものが混在しているため併記している。

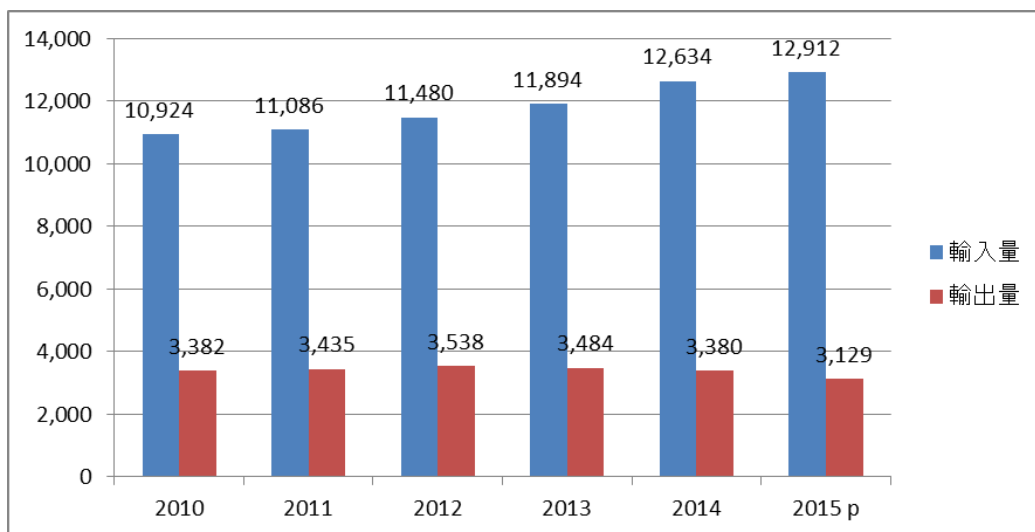
（出所）USDA “2015 Fruit and Tree Nuts Yearbook”によりジェトロ作成

② 輸出入

上述の「2016年版野菜・食用豆類年鑑」では生鮮野菜の輸出入量も示されている。同年鑑によれば、数量ベースで2015年の米国から海外への生鮮野菜の輸出量（数量ベース）は約31億ポンドで、同品目の米国の輸入量は129億ポンドであった（図1-3）。

図 1-3 米国における生鮮野菜の輸出量および輸入量（2010-2015年）

（単位）百万ポンド



（注）2015年のデータは暫定値。

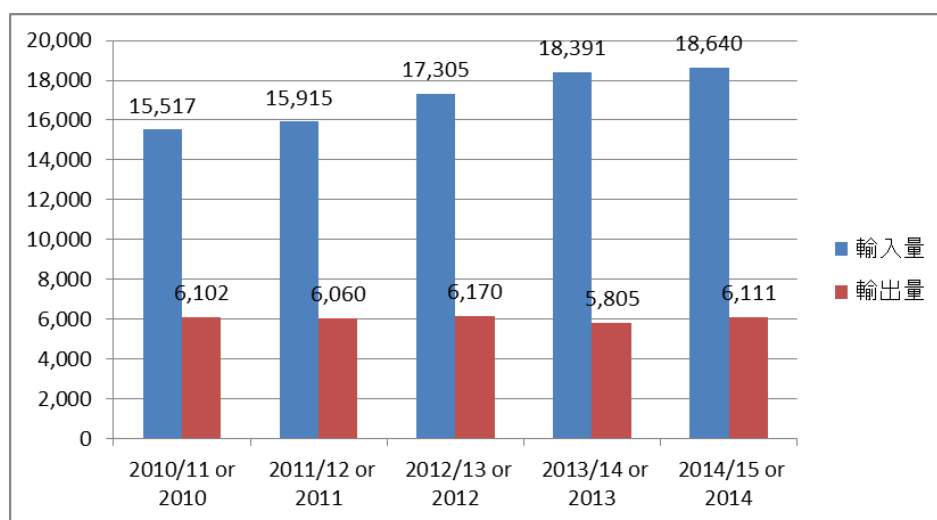
（出所）USDA “2016 Vegetables and Pulses Yearbook”によりジェトロ作成



また、生鮮果物については、「2015年版果物・ナッツ類年鑑」から19種類の主な生鮮果物の2010年から2015年<sup>4</sup>までの輸出品および輸入量は図1-4の通り。数量ベースで2015年の米国からの生鮮果物の輸出品量は約61億ポンドで、同品目の米国の輸入量は186億ポンドであった（図1-4）。

図1-4 米国における生鮮果物の輸出品および輸入量（2010-2015年）

（単位）百万ポンド



（注）果物により年度表記と年表記のものが混在しているため併記している。

（出所）USDA “2015 Fruit and Tree Nuts Yearbook”によりジェトロ作成

## （2）ながいも

### ① 生産量・消費量

ながいもは、ヤマノイモ科ヤマイモ属（学名：dioscorea spp.：ディオスコレア、英名：yam：ヤムイモ）に分類される（独立行政法人農畜産業振興機構：Agriculture & Livestock Industries Corporation：ALIC「野菜図鑑<sup>5</sup>」など）。ヤマノイモ科ヤマイモ属は600種類を超える形状があるとされ、国際的な農作物統計や調査などにおいては、「ながいも」に特化した内容ではなく「ヤムイモ」全体としての取り扱いが一般的である。

ヤムイモは、国際連合食料農業機関（Food and Agriculture Organization：FAO）の「産物定義・分類（Definition and Classification of Commodities、草案）<sup>6</sup>」では、根菜および塊茎類（roots and tubers and derived products）に分類される。ヤムイモの他、下記が根菜および塊茎類に含まれている（表1-1）。

<sup>4</sup> 同統計では果物により、年表記と年度表記が混在している。また、年度についても開始月が果物により異なるケースもある。ここでは各年度の開始月の違いは考慮せず、暫定的に同一年度単位での合計を算出している。

<sup>5</sup> <http://vegetable.alic.go.jp/panfu/yam/yam.htm>

<sup>6</sup> <http://www.fao.org/es/faodef/faodefe.htm>

表 1-1 FAO 統計コード：根菜および塊茎類（加工品除く）

FAO 統計コード <sup>7</sup>	産物（英名）	学名	和名
0116	Potatoes	<i>Solanum tuberosum</i>	ジャガイモ
0122	Sweet Potatoes	<i>Ipomoea batatas</i>	サツマイモ
0125	Cassava	<i>Manihot esculenta</i> 他	イモノキ（キャッサバ）
0135	Yautia	<i>Cocoyam</i>	ヤウテア
0136	Taro	<i>Cocoyam</i>	タロイモ
0137	Yams	<i>Dioscorea spp.</i>	ヤムイモ
0149	Roots and Tubers nes	—	その他根菜および塊茎類

（出所）FAO “Definition and Classification of Commodities draft” よりジェトロ作成

根菜および塊茎類のうち、NASS の統計カタログ「Guide To Products and Services」2016 年版によれば、ジャガイモ（Potatoes）、サツマイモ（Sweet Potatoes）、タロイモ（Taro）は関連統計があるが、ヤムイモは対象に含まれておらず、生産量、消費量実績に関する公式の統計は出されていない<sup>8</sup>。

## ② 輸出入

米国関税率表（Harmonized Tariff Schedule : HTS）コードにおいて、ヤムイモは、キャッサバ、アロールート、サレップ、菊芋、サツマイモ、類似の根菜および塊茎が含まれる 4 桁分類コード 0714<sup>9</sup>に分類され、「0714.30（ヤムイモ）<sup>10</sup>」と定められている。

米商務省傘下の国際貿易委員会（U.S. International Trade Commission : USITC）の貿易統計データベース<sup>11</sup>によれば、2012 年～2015 年のヤムイモ（0714.30）に関する米国輸出入実績は次の通り。なお、ヤムイモの米国から日本への輸出はこの間ゼロとなっている。

2015 年における米国のヤムイモの輸入は、通関（customs value）ベースで約 6,100 万ドル、海外への輸出実績は約 2,100 万ドルで、輸入が輸出の 3 倍となっている。

米国は、ヤムイモをコスタリカ、ジャマイカ、ガーナ、コロンビア、日本から主に輸入している。これら 5 カ国からの輸入合計に占める割合は、数量、金額ともに約 9 割に達する（表 1-2）。また、下表にあげた上位 10 カ国のうち、日本以外でながいもを扱っているのは中国と推測される。

一方、米国からの輸出先トップはカナダで、数量、金額ともに輸出合計の 9 割以上が同国向けである（表 1-3）。なお、米国からの輸出には米国に輸入された他国産品も含まれる。実際、日本産ながいもが米国を経由してカナダなどに再輸出されている例も報告されている<sup>12</sup>。

<sup>7</sup> FAO 統計コード：FAO STAT CODE

<sup>8</sup> USDA ERS への問い合わせでも同様の回答。

<sup>9</sup> “Cassava (manioc), arrowroot, salep, Jerusalem artichokes, sweet potatoes and similar roots and tubers with high starch or inulin content, fresh, chilled, frozen or dried, whether or not sliced or in the form of pellets; sago pith”  
[https://hts.usitc.gov/current/Chapter 7](https://hts.usitc.gov/current/Chapter%207) 参照

<sup>10</sup> “Yams (Dioscorea spp.)” 同上参照

<sup>11</sup> <https://dataweb.usitc.gov/>

<sup>12</sup> <http://vegetable.alic.go.jp/yasaijoho/senmon/>

表 1-2 米国のヤムイモ (HTS コード: 0714.30) 輸入実績 (通関ベース)

(単位) トン、千ドル

国・地域	2012		2013		2014		2015	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
総計	34,810.4	47,572.5	36,605.4	54,874.2	37,151.6	54,790.7	38,448.5	61,009.3
1 コスタリカ	15,445.7	14,525.4	15,876.8	16,808.0	14,233.4	14,564.3	10,796.3	13,830.7
2 ジャマイカ	8,137.1	16,165.0	7,478.0	17,429.4	8,929.5	18,244.0	9,245.6	20,447.1
3 ガーナ	5,080.6	7,058.7	5,492.1	8,358.4	6,215.1	8,468.6	6,979.1	7,945.4
4 コロンビア	2,219.2	1,659.9	1,910.5	1,998.0	2,667.8	2,749.4	4,020.2	4,224.2
5 日本	1,349.5	4,801.3	1,867.4	5,644.9	1,948.5	6,891.8	3,188.9	9,107.8
6 ブラジル	1,437.2	1,994.3	1,451.8	2,086.8	1,519.9	2,018.0	1,875.4	2,629.6
7 中国	620.7	726.5	1,832.4	1,580.7	839.8	867.5	1,635.6	1,827.4
8 ドミニカ共和国	79.6	100.9	132.5	126.0	218.3	211.4	286.8	273.5
9 フィリピン	128.2	243.2	149.3	292.3	130.4	312.2	188.9	389.8
10 インド	11.3	46.0	37.7	147.9	58.9	89.2	88.3	178.5

(出所) 国際貿易委員会 貿易データベースよりジェトロ作成

表 1-3 米国のヤムイモ (HTS コード: 0714.30) 輸出実績 (通関ベース)

(単位) トン、千ドル

国・地域	2012		2013		2014		2015	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
総計	10,591.9	11,245.8	12,878.7	13,954.2	17,242.5	22,182.3	16,591.0	20,742.8
1 カナダ	10,491.7	11,136.8	12,525.1	13,641.8	16,453.0	21,568.9	15,567.6	19,717.3
2 メキシコ	59.2	48.2	332.6	257.6	700.5	509.9	591.3	463.2
3 アイスランド	0.0	0.0	8.6	5.4	57.7	59.0	259.0	274.9
4 アラブ首長国連邦	0.0	0.0	11.9	44.8	0.0	0.0	94.8	124.3
5 ジャマイカ	15.0	27.2	0.0	0.0	0.0	0.0	37.7	100.7
6 英国	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.1	33.3
7 シント・マールテン	0.0	0.0	0.0	0.0	18.8	28.2	8.3	14.3
8 ハイチ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	2.7
9 ドミニカ共和国	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	3.0
10 英領ヴァージン諸島	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	2.7

(出所) 国際貿易委員会 貿易データベースよりジェトロ作成

③ 現地小売価格動向

米国におけるヤムイモの市場価格推移データは、USDA から公表されていない。

一方、地域別の市場価格については、ジェトロ農林水産・食品部が 2016 年 4 月、世界の主要都市におけるイモ類の現地市場価格調査<sup>13</sup>の結果を公表している。これによれば、米国主要都市におけるながいも関連の小売価格は次の通り (表 1-4)。

表 1-4 米国主要都市におけるながいも等の小売店頭価格例

単位: ドル/ポンド

ながいも 原産地	主要都市*		
	ロサンゼルス	サンフランシスコ	ニューヨーク
日本	3.99~4.99	4.39*	5.99~6.99
米国	—	3.99	2.49 (カリフォルニア産)

\*ロサンゼルス、サンフランシスコ、ニューヨークは 2016 年 4 月公表時の数値。

\*\*店頭では 1.27 ポンド 5.58 ドルで販売。上記は 1 ポンドあたりに換算した数値。

(出所) ジェトロ現地価格調査

<sup>13</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Marketing/2016/marketpricersearch\\_majorcity\\_imorui\\_201604.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Marketing/2016/marketpricersearch_majorcity_imorui_201604.pdf)

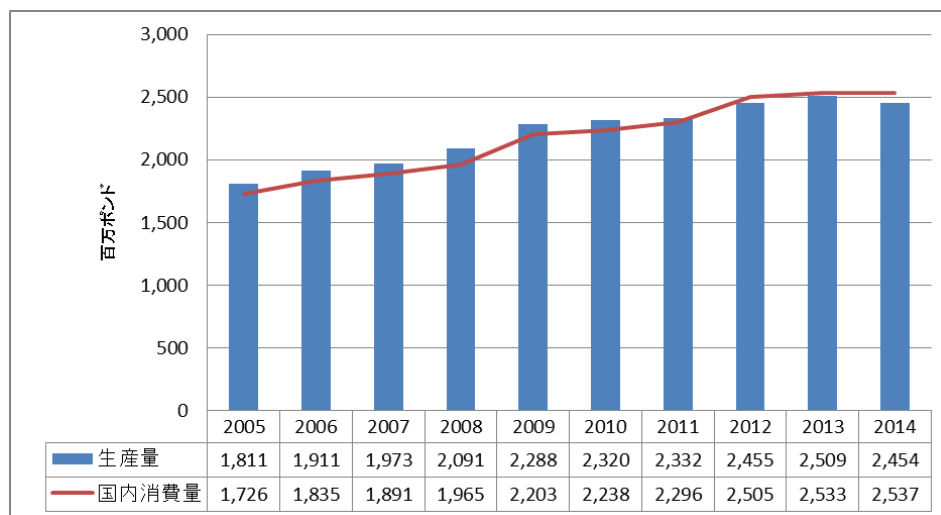
(3) いちご

① 生産量・消費量

米国で消費されるいちごは、そのほとんどが国産である。(図 1-5)<sup>14</sup>

図 1-5 米国における生鮮いちご (fresh strawberries) の国内生産量及び消費量 (2005-2014 年)

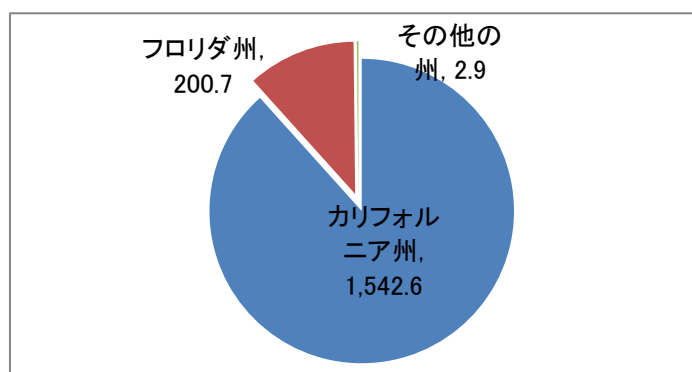
(単位) 百万ポンド



(出所) USDA “2015 Fruit and Tree Nuts Yearbook”によりジェトロ作成

米国のいちごは主にカリフォルニア州とフロリダ州で生産されている。全米生産の約 9 割を占めるのがカリフォルニア州である<sup>15</sup>。USDA 傘下の農業市場局 (Agricultural Marketing Service : AMS) の 2012 年データによれば、全米出荷数量 17 億 4,620 万ポンドに対し、カリフォルニア州からの出荷数量は 15 億 4,260 万ポンドで、全体の 88.3%を占めた (図 1-6)<sup>16</sup>。

図 1-6 地域別いちご出荷量 (2012 年、百万ポンド)



(出所) USDA, Agricultural Marketing Service データによりジェトロ作成

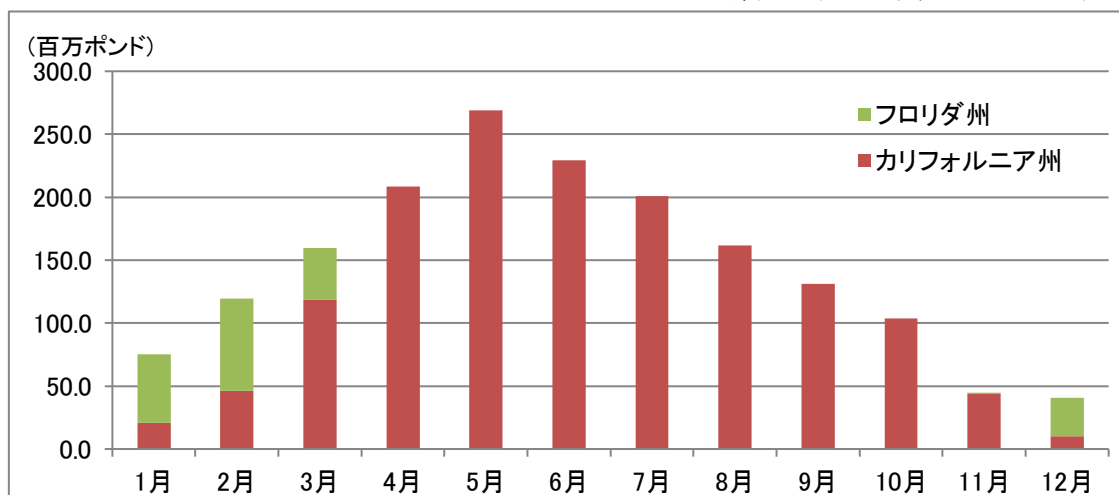
<sup>14</sup> <http://usda.mannlib.cornell.edu/MannUsda/viewDocumentInfo.do?documentID=1381> Table 12

<sup>15</sup> <http://www.agmrc.org/commodities-products/fruits/strawberries/>

<sup>16</sup> <http://usda.mannlib.cornell.edu/MannUsda/viewDocumentInfo.do?documentID=1381> Table 7

北米西海岸に沿ったカリフォルニア州の立地、温暖な気候がいちごの栽培に最適であり、春から秋にかけては同州の北部で、秋から冬にかけては南部で、一年を通していちごの栽培が行われている。カリフォルニア州のいちごは収穫を手摘みで行い、すぐに冷蔵され、収穫後 24 時間以内に出荷されることにより、高い品質を保っている<sup>17</sup>。一方フロリダ州は、暖かい気候を活かして、主に冬用のいちご生産を行っている<sup>18</sup>。下図は 2012 年のカリフォルニア州とフロリダ州の月別いちご出荷量を示している（図 1-7）。冬季の 12 月～3 月にフロリダ州からのいちご出荷量が増えていることが分かる。

図 1-7 カリフォルニア州とフロリダ州の月別いちご出荷量（2012年、百万ポンド）



(出所) USDA, Agricultural Marketing Service データによりジェトロ作成

米国で年間一人当たりのいちごの消費（2016年7月10日までの52週実績）は、金額ベースで8.99ドル、数量ベースで3.3ポンド（約1,497グラム）である。地域別消費量では、北部中西部（Plains）で3.75ポンド（約1,701グラム）と最も多く、これに北東部（Northeast）の3.62ポンド（約1,642グラム）と五大湖地域（Great Lakes）の3.58ポンド（約1,624グラム）が続く<sup>19</sup>。

## ② 輸出入

国内消費の大半を国産でまかなっている米国であるが、年間を通してより安定的な供給を行うため、主に冬用いちごをメキシコなどから輸入している（特に12月～1月）<sup>20</sup>。

米国の2015年生鮮いちごの輸入実績は、課税価格ベースで約3億9,022万ドル、輸出実績は約4億3,561万ドルと輸出額が輸入額を上回っている。一方、数量ベースでは、輸入実績は約14万トン、輸出実績は約13万トンと、価格ベースとは逆に輸入量が輸出量を上回っている。

米国は、生鮮いちごの約99%をメキシコから輸入している（表1-5）。一方、米国からの輸出先トップはカナダで、数量、金額ともに全体の輸出の約75%を占めている（表1-6）。

<sup>17</sup> [http://www.californiastrawberries.com/about\\_strawberries](http://www.californiastrawberries.com/about_strawberries)

<sup>18</sup> <http://www.agmrc.org/commodities-products/fruits/strawberries/>

<sup>19</sup> <http://reports.calstrawberry.org/Reports/Retail%20Category%20Trends/Retail%20Category%20Trends%20-%20Total%20US.pdf> “Strawberries – Per Capita By Region”

<sup>20</sup> <http://www.agmrc.org/commodities-products/fruits/strawberries/>

表 1-5 米国のいちご (HTS コード: 0810.10、fresh strawberry)  
輸入実績 (通関ベース)

(単位) トン、千ドル

国・地域	2012		2013		2014		2015	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
総計	159,331.4	350,228.4	149,944.4	319,125.2	161,464.9	374,917.0	142,593.5	390,218.8
1 メキシコ	158,913.0	348,521.1	149,684.3	317,865.3	161,170.0	373,333.5	141,778.3	388,063.4
2 カナダ	347.8	1,533.7	230.6	1,182.5	275.1	1,487.0	628.9	1,661.3
3 ペルー	64.5	132.1	4.3	19.6	14.9	59.0	147.9	235.1
4 ニュージ ランド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.5	126.0
5 オランダ	2.5	24.7	0.0	0.0	1.0	6.7	13.6	67.7
6 ベルギー	0.1	2.6	0.0	0.0	2.9	18.6	3.9	29.1
7 チリ	2.7	7.4	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	12.4
8 日本	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	14.3
9 中国	0.0	0.0	23.6	48.4	0.0	0.0	0.3	6.4
10 韓国	0.0	0.0	0.6	5.9	1.0	12.2	0.3	3.0

(出所) 国際貿易委員会 貿易データベースよりジェトロ作成

表 1-6 米国のいちご (HTS コード: 0810.10、fresh strawberry)  
輸出実績 (通関ベース)

(単位) トン、千ドル

国・地域	2012		2013		2014		2015	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
総計	150,792.3	429,644.7	153,835.8	467,814.1	138,942.8	467,670.8	134,109.1	435,610.2
1 カナダ	128,153.1	353,090.0	125,586.4	372,108.5	105,101.9	356,576.8	101,056.5	328,202.2
2 メキシコ	9,102.8	15,391.9	14,015.6	27,110.1	18,121.4	29,751.6	18,527.0	32,508.1
3 日本	3,979.8	25,981.5	3,929.5	25,468.0	3,925.3	24,960.7	3,393.4	18,917.3
4 アラブ首長 国連邦	1,887.1	8,930.7	2,714.8	12,297.5	4,401.2	21,550.2	2,973.1	14,424.7
5 サウジアラ ビア	1,002.4	3,870.5	1,243.5	6,395.1	1,796.9	10,087.0	2,386.3	14,220.4
6 香港	1,292.5	3,813.3	1,025.5	3,114.7	402.7	1,917.0	1,937.2	10,441.7
7 英国	744.0	2,495.6	1,258.7	4,646.3	1,568.2	6,284.6	692.2	2,898.3
8 クウェート	351.1	1,741.2	440.9	2,444.0	553.0	2,989.8	670.1	2,976.9
9 オーストラ リア	15.6	73.9	96.0	345.8	99.9	523.4	322.0	693.4
10 台湾	288.9	632.6	417.0	924.9	415.9	1,363.4	240.1	902.6

(出所) 国際貿易委員会 貿易データベースよりジェトロ作成

なお、米国のいちご輸入量が増加しない理由として、米国内各地で年間を通じていちごが収穫できること、生食用の生鮮いちごは貯蔵・輸送が難しいことが要因とされている<sup>21</sup>。

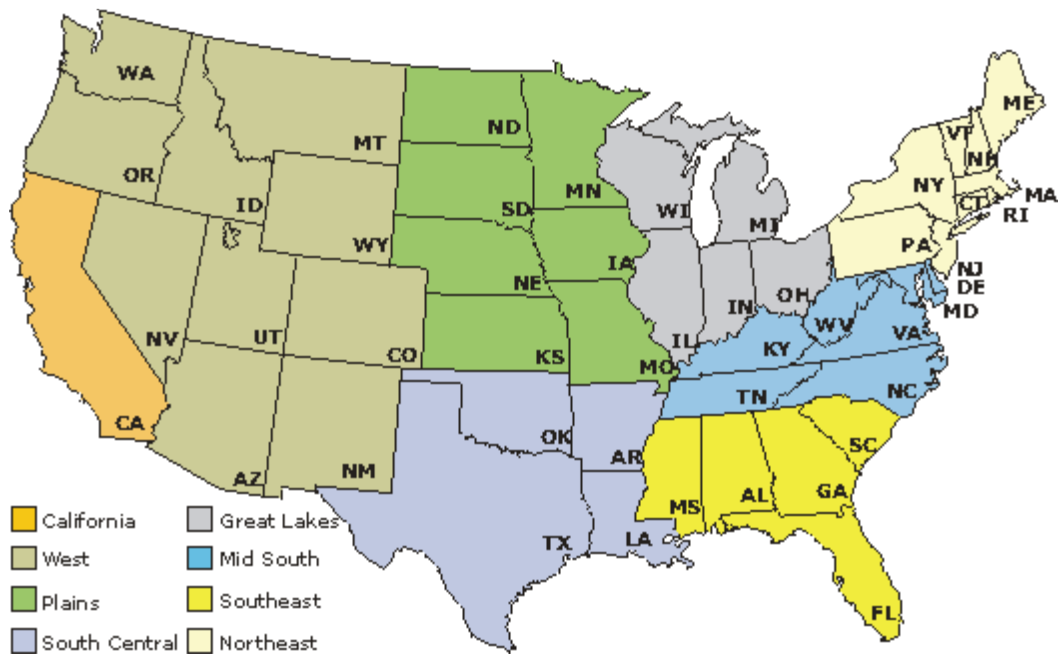
### ③ 現地小売価格動向

全米小売店での1ポンド(約454グラム)あたりの平均販売価格は、2015年10月～2016年10月までの1年間実績で見ると2.62ドルとなっており、地域別では、カリフォルニア州および北東部での価格が他地域より高価となっている(表1-7)<sup>22</sup>。

<sup>21</sup> <http://www.ers.usda.gov/media/1252296/fts-356-01.pdf>

表 1-7 地域別：小売での1ポンドあたりの平均販売価格  
(米ドル、2015年10月～2016年10月まで1年間実績)

地域	1ポンドあたりの平均販売価格	参考：日本の1パック(300グラム)あたりドル換算
Great Lakes 五大湖地域 (IL,IN,MI,OH,WI)	\$2.34	\$1.55
Midsouth 太平洋岸中部 (KY,TN,WV,VA,MD,DE,NC)	\$2.63	\$1.74
Northeast 北東部 (ME,NH,VT,MA, CT,RI,NY,NJ,PA)	\$2.86	\$1.89
Plains 平原部 (MN, IA, MO,ND, SD, NE, KS)	\$2.69	\$1.78
Southcentral 南部 (AR,LA,OK,TX)	\$2.44	\$1.61
Southeast 南東部 (FL,GA,SC,AL,MS)	\$2.68	\$1.77
West 西部 (WA,OR,ID,MT,WY,NV,UT,CO,AZ,NM)	\$2.49	\$1.65
California カリフォルニア州 (CA)	\$2.84	\$1.88
全米合計	\$2.62	\$1.73



(出所) カリフォルニア州いちご協会 (Retail Category Trends Report<sup>23</sup>) より表はジェトロ作成

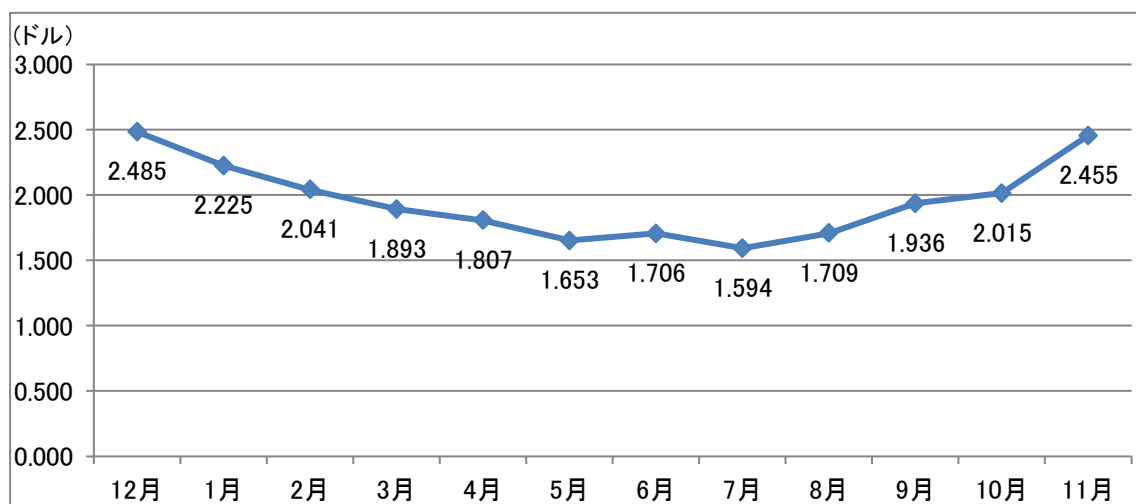
また、年間を通じた月別市場価格の推移を見ると、国内生産量が増加する夏季に低下し、冬季に上昇する傾向が見られる。(下表は2011年12月～2012年11月までの1年間の推移)(図1-8)<sup>24</sup>。

<sup>22</sup> <http://reports.calstrawberry.org/Reports/Retail%20Category%20Trends/Retail%20Category%20Trends%20-%20Total%20US.pdf> “Strawberries – Per Capita By Region”

<sup>23</sup> [http://www.calstrawberry.com/csc/resource/retail-category-trends#.WG7to\\_32Y5s](http://www.calstrawberry.com/csc/resource/retail-category-trends#.WG7to_32Y5s)

<sup>24</sup> <http://usda.mannlib.cornell.edu/MannUsda/viewDocumentInfo.do?documentID=1381>

図 1-8 全米におけるいちご（生食用）の月別小売店販売価格推移  
（2011年12月～2012年11月、12オンス\*あたりの価格）



\*12オンス=約340グラム

（出所）U.S. Department of Agriculture データによりジェトロ作成

日本産いちごの市場価格については、政府等の統計資料からは明らかになっていない。ジェトロ農林水産・食品部が2015年7月、世界の主要都市におけるいちごの現地市場価格調査の結果を発表しているが、米国産いちご価格の掲載のみで、日本産いちごに関するデータはない。

なお、ニューヨーク所在の日系食品店に対する電話聞き取り調査では、2016年年明けに日本産いちごの発注実績があり、その際の小売販売価格は1パック（300グラム、パックあたり8～12粒）25.99ドルで販売したとの回答が得られている。

また、在米日本人がインターネット上で掲載した記事によれば、ホノルル、ロサンゼルスの一部日系スーパーで2016年2月末に日本産いちご（博多あまおう）を購入し、1パック（300グラム）あたり、ホノルルでは9.89ドル、ロサンゼルスでは16.99ドルとのことであった。

表 1-8 米国主要都市における日本産いちごの小売店頭価格例（2016年1～2月実績）

単位：ドル/パック\*

ホノルル	ロサンゼルス	ニューヨーク
9.89 （博多あまおう）	16.99 （博多あまおう）	25.99 （未回答）

\*1パックは8～12粒入り一段で300グラム

（出所）電話聞き取り調査およびブログ投稿記事などによりジェトロ作成

## 1-2 日本からの輸出実績

日本産のながいもおよびいちごの対米輸出の試みは比較的新しいものであり、財務省貿易統計で見ると、ながいもが2012年、いちごが2015年から対米輸出が開始されている<sup>25</sup>。

<sup>25</sup> <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/OtherList.do?bid=000001008800&cycode=1> 財務省 「品別国別表（各品目（9桁の統計品目番号別）について、どの国と貿易しているかの統計表）」 輸出データ

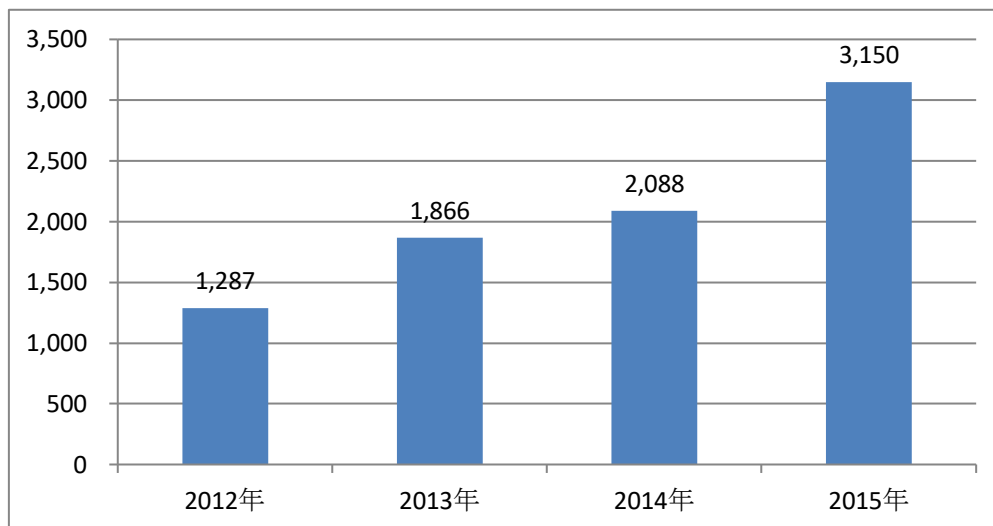


(1) ながいも (ヤムイモ)

日本から米国へのヤムイモ輸出は 2012 年の 1,288 トンから 2015 年には 3,150 トンと約 2.4 倍に増加した (図 1-9)。

図 1-9 日本から米国へのヤムイモ (HS コード : 0714.30) 年間輸出量 (2012~2015 年)

単位 : トン



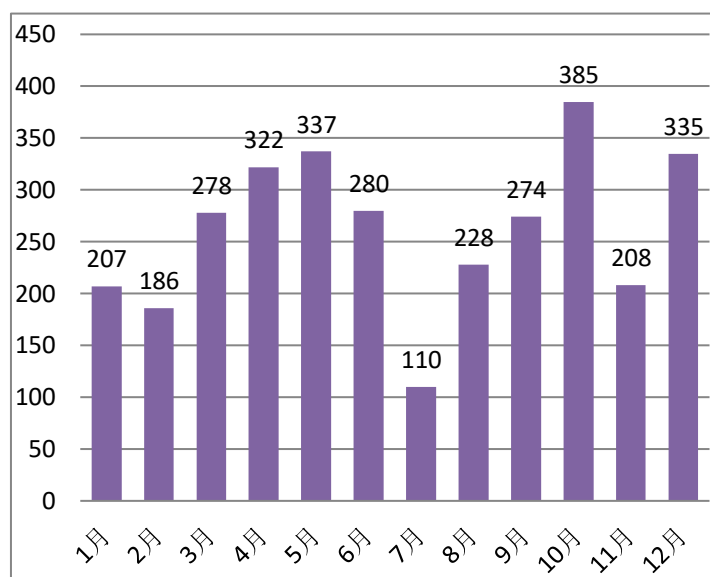
(出所) 財務省貿易統計よりジェトロ作成

2015 年の月別輸出量を見ると、5 月と 10 月がそれぞれ 1 年の前半と後半のピークになる形で、輸出量が多くなっている (図 1-10)。

日本からのヤムイモ輸出の国別輸出実績では、2015 年、米国向けは台湾に続き、全体の 2 位、輸出金額の 42.7% を占めている (表 1-9 図 1-11)。

図 1-10 日本から米国へのヤムイモ（HSコード：0714.30）月別輸出量（2015年）

単位：トン



(出所) 財務省貿易統計よりジェトロ作成

表 1-9 日本からのヤムイモ（HSコード：0714.30）上位国向けの輸出実績（2015年、国・地域別比率）

単位：トン、百万円

国・地域	数量		金額	
		比率		比率
世界	7,114	-	2,631	-
1 台湾	3,419	48.1%	1,280	48.7%
2 米国	3,150	44.3%	1,123	42.7%
3 シンガポール	520	7.3%	216	8.2%
4 マレーシア	10	0.1%	4	0.2%
5 タイ	8	0.1%		0.1%

(出所) 財務省貿易統計よりジェトロ作成

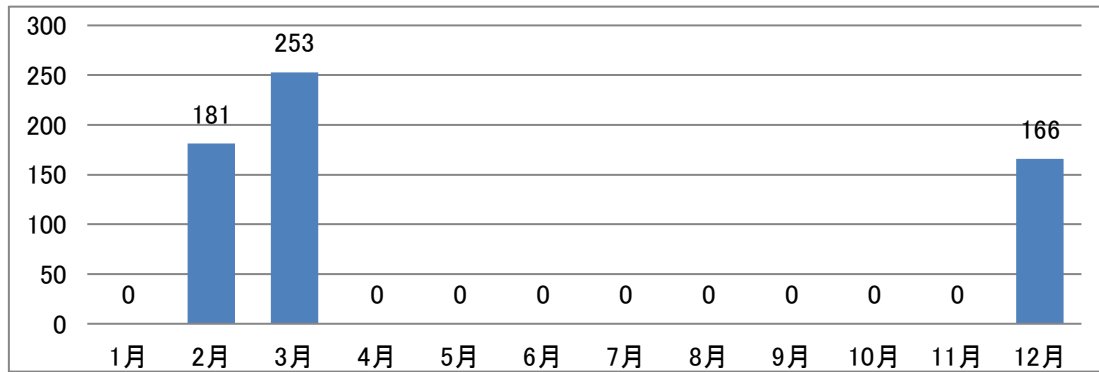
(2) いちご

日本から米国へのいちごの輸出は 2015 年に開始されているが、初年は 600 キログラムに留まった。月別に見ると、米国の冬季にあたる 2 月、3 月、12 月の 3 カ月のみで輸出が行われている (図 1-11)。

国別輸出割合を見ると、米国向けは全体の 5 位、輸出金額の 0.2% を占めるに過ぎない (表 1-10)。

図 1-11 日本から米国へのいちご（HSコード：0810.10）月別輸出量（2015年）

単位：キログラム



(出所) 財務省貿易統計よりジェトロ作成

表 1-10 2015年の日本からのいちご（HSコード：0810.10）上位国向けの輸出実績（国・地域別比率）

単位：トン、百万円

国・地域	数量		金額	
	数量	比率	金額	比率
世界	408	-	849	-
1 香港	352	86.3%	726	85.5%
2 台湾	40	9.7%	81	9.6%
3 シンガポール	8	2.1%	19	2.3%
4 タイ	6	1.5%	18	2.1%
5 米国	0.6	0.1%	2	0.2%

(出所) 財務省貿易統計よりジェトロ作成

## 2 流通構造および価格形成の実態把握

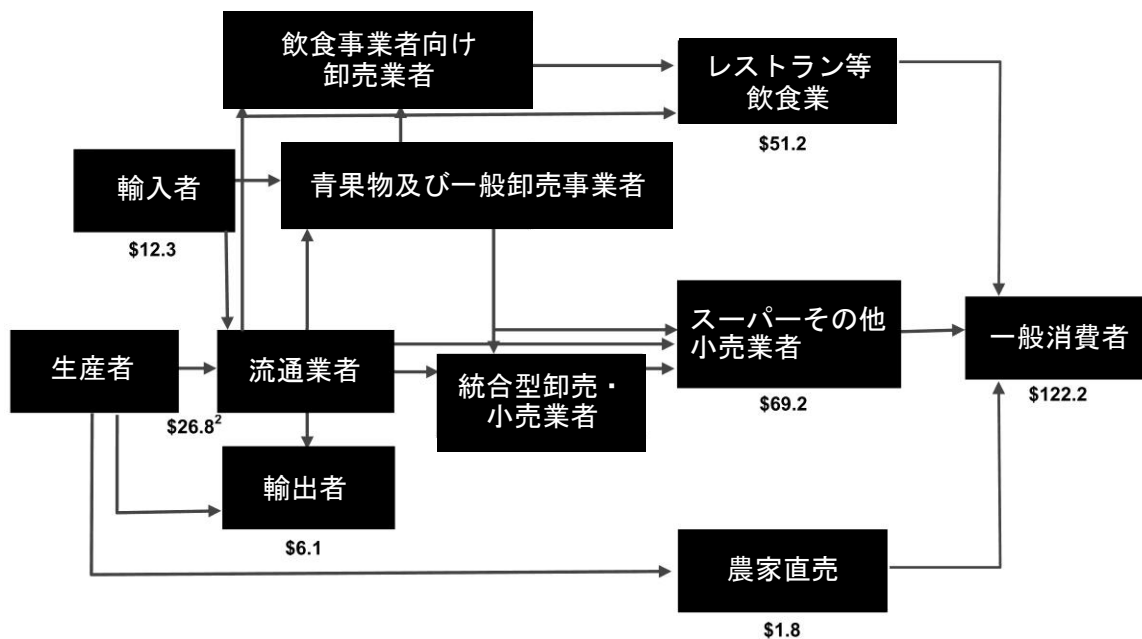
### 2-1 青果物を取り扱う現地の事業者

#### (1) 青果物全体の市場規模

米国の青果物（生鮮野菜・果物）の全体市場規模については、カリフォルニア大学デービス校の Roberta Cook 教授らが下図のように試算している（図 2-1）<sup>26</sup>。これは 2010 年の ERA、NASS、商務省国勢調査局などのデータを基に算出されたものであり、米国の消費者向け生鮮野菜・果物市場は消費者が購入する段階で約 1,222 億ドルに達すると推定している。

図 2-1 米国における生鮮野菜・果物のバリューチェーン：2010 年推定売上高

（単位：10 億ドル）



<sup>1</sup> Excludes nuts and pulses, and frozen or canned fruits and vegetables.

<sup>2</sup> This value is larger than the farm gate value reported in Table 1 since it includes a supplemental estimated value for fresh-market fruit and vegetable production not captured by NASS/USDA.

Sources: Compilations by Kristen Park, Roberta Cook, and Edward McLaughlin based on U.S. Retail Census, ERS/USDA, NASS/USDA, U.S. Department of Commerce, and other data.

（注）図中の表記は日本語に修正

（出所）Cook, R. L. 2011. "Fundamental Forces Affecting U.S. Fresh Produce Growers and Marketers". Choices. Quarter 4. Available online: <http://choicesmagazine.org/choices-magazine/submitted-articles/fundamental-forces-affecting-us-fresh-produce-growers-and-marketers>

<sup>26</sup> <http://www.choicesmagazine.org/choices-magazine/submitted-articles/fundamental-forces-affecting-us-fresh-produce-growers-and-marketers> ほか

## (2) 青果物を取り扱う主な事業者

青果物の取扱いのある主要な業者は次のとおり。

表 2-1 青果物の取扱のある主な米国卸売業者

企業名	NAICS <sup>27</sup> コード	売上 (年)	従業員数 (年)	本社	流通施設	主な 取引先
総合的に幅広い食料品を扱う卸売業						
Sysco Corporation	424490	約 503.7 億ドル (2016)	5 万 1,900 人 (2016)	テキサス	190 以上	レストラン(64%)
McLane Company, Inc.	424410	約 334.3 億ドル (推定)	2 万 128 人 (N/A)	テキサス	18	小売 (Wal-Mart Stores、7-Eleven 等) レストラン
US Foods Holding Corp.	424490	約 231.3 億ドル (2016)	2 万 5,000 人 (2016)	イリノイ	75 以上	レストラン等の フードサービス事 業者
C&S Wholesale Grocers, Inc.	424410	約 217 億ドル (2012)	1 万 7,000 人 (N/A)	ニューハ ンプシャ ー	N/A	小売 (A&P、Kroger 等)
Performance Food Group Company	424410	約 161 億ドル (N/A)	1 万 2,000 人 (N/A)	バージニ ア	N/A	レストラン等の フードサービス事 業者
生鮮果物・野菜を専門とする卸売業						
Food Services of America, Inc.	424480	約 16.2 億ドル (推定)	1,571 人 (N/A)	アリゾナ	N/A	レストラン
Del Monte Fresh Produce Company	424480	約 12.8 億ドル (推定)	1,750 人 (N/A)	フロリダ	N/A	小売 レストラン
Dole Fresh Fruit Company	424480	約 9.5 億ドル (推定)	1,234 人 (N/A)	カリフォ ルニア	N/A	小売
Freshpoint, Inc.	424480	約 9.4 億ドル (推定)	2,700 人 (N/A)	テキサス	N/A	小売 レストラン
Calavo Growers, Inc.	424480	約 8.6 億ドル (2015)	2,064 人 (2015)	カリフォ ルニア	N/A	小売

(注) 推定 : Estimated、N/A : 記載なし

(出所) Hoover's データベース (2016/10/27 アクセス) に基づきジェトロ作成

<sup>27</sup>北米産業分類システム (North American Industrial Classification System : NAICS)

表 2-2 青果物の取扱のある主な米國小売事業者

企業名	NAICS コード	売上高 (年)	従業員数 (年)	店舗数	本社
総合的に幅広い食料品を扱う小売業 (NAICS Code 44510)					
The Kroger Co	445110	1,098.3 億ドル (2016)	43 万 1,000 人 (2016)	約 3,900 店	オハイオ
Safeway Inc.	445110	363.3 億ドル (2015)	13 万 8,000 人 (N/A)	1,326 店	カリフォルニア
Publix Super Markets, Inc.	445110	326.2 億ドル (2015 年)	18 万人 (2015)	1,124 店	フロリダ
H. E. Butt Grocery Company	445110	約 286 億ドル (推定)	8 万 5,000 人 (N/A)	約 350 店	テキサス
Target Stores, Inc.	445110	約 212 億ドル (推定)	34 万 1,000 人 (N/A)	1800 店	ミネソタ
果物・野菜を専門に扱う小売業 (NAICS Code 445230)					
Taylor Farms Maryland, Inc.	445230	約 1.5 億ドル (N/A)	500 人 (N/A)	N/A	メリーランド
Caputo's New Farm Produce, Inc.	445230	約 1.4 億ドル (N/A)	700 人 (N/A)	N/A	イリノイ
Dekalb Farmers Market, Inc.	445230	約 0.9 億ドル (推定)	750 人 (N/A)	N/A	ジョージア
LFC Enterprises, Inc.	445230	約 0.9 億ドル (推定)	369 人 (N/A)	N/A	フロリダ
Dave's Fruitland of Warwick Inc.	445230	約 0.5 億ドル (推定)	260 人 (N/A)	N/A	ロードアイランド

(注) 推定 : Estimated、N/A : 記載なし

(出所) Hoover's データベース (2016/10/27 アクセス) に基づきジェトロ作成

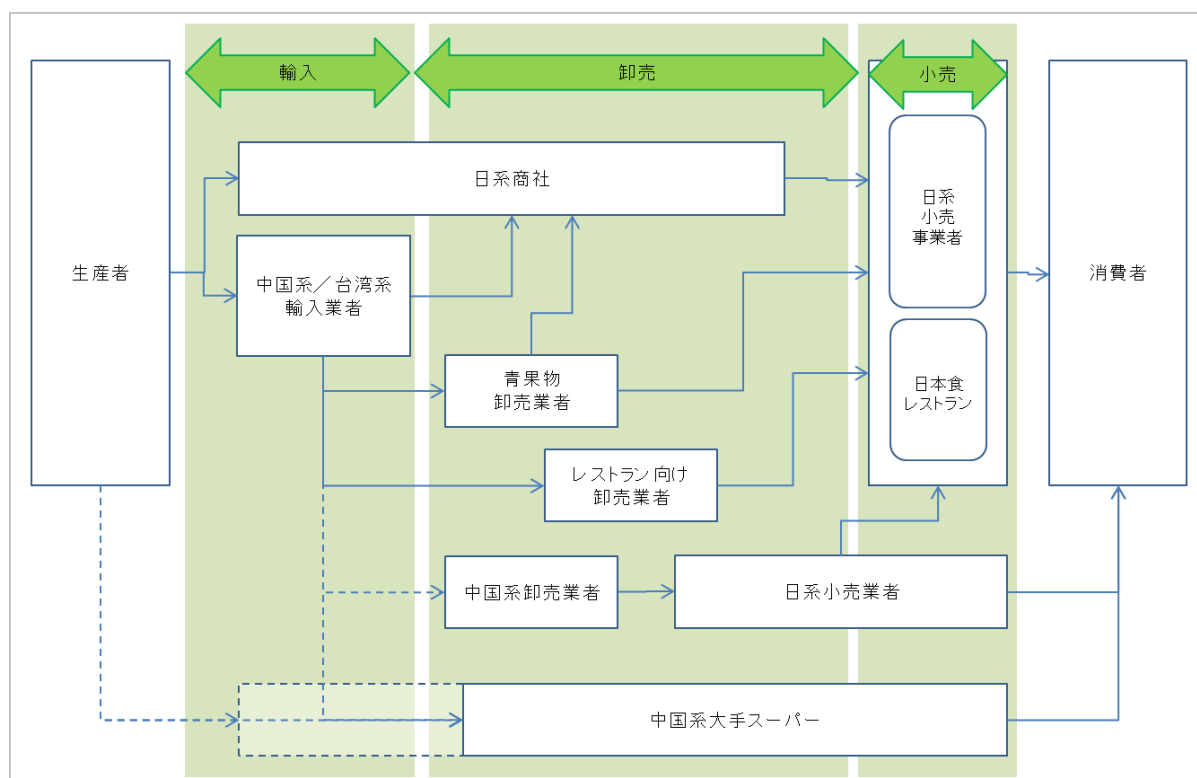
### (3) 日本産青果物の取扱事業者

日本産青果物の取扱事業者としては、日系商社、中国系輸入業者、日系を含むアジア系小売店、青果物専門業者などが含まれる。以下、本調査対象品目のながいもおよびいちごについて、ヒアリング調査結果に基づき、流通段階別に取扱事業者を整理する。

#### ① ながいも

日本産ながいもは、日系商社や中国系（台湾系含む）輸入業者を通じて米国に輸入されており、日系やアジア系小売店で、主に日系を含むアジア系の消費者を対象に販売されている。今回の関係者へのヒアリング調査に基づき、米国における消費者向けながいもの主な流通経路を整理すると下図のようになる（図 2-2）。

図 2-2 米国における消費者向けながいもの主な流通構造（ヒアリング調査に基づく）



（注1）実線矢印：ヒアリングを通じて明確に確認できた流れ。点線矢印：ヒアリングにおける関係者コメントから予想される流れ。上図、「中国系卸売業者」は小規模卸売業者で、日系小売業者がながいもを購入した実績あり。「中国系卸売業者」のながいも仕入れ先は、直接確認できなかったが、同卸売業者から購入している日系小売事業者は、中国系/台湾系輸入業者から購入している可能性が高いと回答している。また、中国系大手スーパーについては、自社による輸入から輸入業者を通じた輸入かは、企業秘密であるとして回答を得られなかったため、自社輸入と輸入業者経由の両方の可能性を踏まえ、点線で示している。

（注2）「レストラン向け卸売業者」は、主な顧客は日本食レストランであるが、日系小売店にも販売実績がある。

（出所）ヒアリング調査を基にジェトロ作成

関係者へのヒアリングを通じて、日本産ながいもを日本から直接輸入していることが確認できたのは、日系商社と中国系輸入事業者であるが、このうち中国系輸入事業者を介した輸入ルートのシェアがかなり高いものと予想される。ヤムイモ（HTS Code: 0714.30）の輸入量の多い輸入業者のうち、日本および中国から食品を輸入している主な事業者は Top Quality Produce Inc、Jan Fruits Inc、Kep Trading Inc などいずれも代表が中国系または台湾系の業者である<sup>28</sup>。

こうした中、ある日系商社は、日本で青森県産の製品を専門に扱っている業者から、直接仕入れている。同社は日本から米国への輸送は、20フィートまたは40フィートコンテナを使用して海上輸送している。同社ではカリフォルニア州とニューヨーク州に向け輸送しているが、40フィートコンテナに対応しているのは、カリフォルニア州ロングビーチのみのため、ロングビーチに輸送し、その後陸送を行う場合もある。特に40フィートコンテナの場合には、ながいも以外の野菜（ごぼう、にんにくなど）を混載することが多い。なお、同日系商社によれば、在庫の状

<sup>28</sup> 貿易データベース Datamyne の過去12ヶ月の主な輸入業者リストに基づく（2016/11/11現在）  
<http://www.datamyne.com/hts/07/071430>

況により、緊急で日本産ながいもを必要とする場合には、台湾系輸入業者からコンテナ単位で米国内から調達することもあると述べている。

一方、ながいもを日本から直接輸入していない日系商社もある。同社も以前は、コンテナ単位で日本産青果物を米国に輸入していたが、日系だけでなく、中国系や韓国系で海外産品を輸入する競合事業者が増えたり、米国にあるスーパーマーケットが独自に海外からの食品を仕入れるケースも増加したりしているため、同社がコンテナ単位で日本に発注することが難しくなり、現在では日本産を含む海外産青果物の米国への輸入を積極的には行っていない。同社では現在、在米の業者から輸入食品を必要な分だけ購入し、必要な箇所に分配するという流通形態により効率化を図っている。日本産ながいもについては、カリフォルニア州の青果物を専門に取り扱う卸売業者から購入している。

日本産ながいもの輸入で日系商社と競合しているのが中国系輸入業者である。大手の中国系輸入業者が、採算が取れるようにコンテナを複数本まとめて取引する形態で、ながいもの輸入を独占的に取り扱っていると米国で青果物を取り扱う関係者はコメントしている。そうした中、近年、日本産の同じ産地・農家で採れた同じブランドの青果物でも日系の業者から仕入れるよりも、中国系の業者から仕入れた方が安い傾向があり、中国系の業者から日本産青果物を仕入れている日系食料品店は多い可能性があるとして、在米日系事業者が指摘している。

このように日系商社や中国系輸入業者が輸入した日本産ながいもは、日系商社、中国系卸売業者、青果物を専門に扱う卸売業者、レストランなどのフードサービス向け卸売業者などを経て、日系小売店に卸され、消費者に販売されている。

日系小売店以外でも、大手中国系・韓国系スーパーマーケットでは、年間を通じて、中国産だけでなく、日本産ながいもの取扱が見られる。このうち、中国系スーパーマーケット・チェーンについて、本社の調達担当者に問い合わせたところ北海道から日本産ながいもを購入していると回答があった。同社では市場のニーズに応じて、柔軟に輸入できる体制ができているとのことだが、輸入方法については、自社による独自ルートか中国系輸入業者を通じたルートかは明らかにされなかった。また、韓国系大手スーパーでも日本産の販売実績を確認することはできたが、流通経路については企業秘密として回答を得ることができなかった。

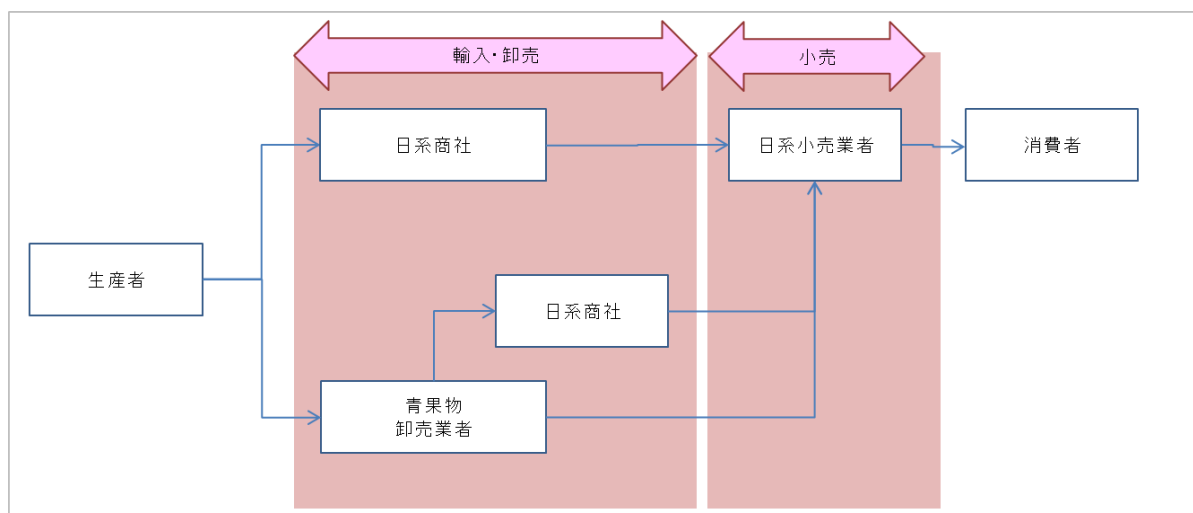
## ② いちご

日本産いちごは、貿易統計上 2014 年まで実績がなく、2015 年から取り扱い実績が示されている通り、米国市場への参入は最近の取り組みである<sup>29</sup>。今回の商社、卸売業者、小売店に対するヒアリングを通じて、日系商社や青果物卸売業者が日本から輸入、これを一部の日系小売店（ハワイ、ロサンゼルス、ニューヨーク等）で販売した実績があることが判っている（図 2-3）。

<sup>29</sup> ただし、本調査の一部ヒアリングにおいて、2014 年までに輸入実績があると回答した事業者もあった。



図 2-3 米国における消費者向けいちごの主な流通構造（ヒアリング調査に基づく）



(出所) ヒアリング調査を基にジェトロ作成

## 2-2 調査対象品目の流通経路、時間

### 日本からの輸出税関と米国での輸入税関

#### (1) ながいも（ヤムイモ）

財務省貿易統計「税関別国別品別表」によれば、出港地別の対米国ながいも輸出の動向は下表の通り（表 2-3）。輸送手段は船便が基本となっている。

表 2-3 日本から米国へのヤムイモの輸出における出港地別取り扱い数量および金額（HSコード：0714.30）

出港地	2015 年間累計		参考:2016 年 1 月～8 月間累計	
	数量(kg)	金額(千円)	数量(kg)	金額(千円)
東京	309,090	126,568	96,000	41,907
横浜	79,190	26,129	6,810	2,611
川崎	174,060	56,485	63,360	22,201
仙台塩釜	55,920	20,403	36,600	16,826
神戸	355,330	146,626	250,000	103,219
名古屋	33,000	13,847	0	0
苫小牧	2,143,542	733,089	1,281,214	465,812
合計	3,150,132	1,123,147	1,733,984	652,576

(出所) 財務省貿易統計よりジェトロ作成

一方、米国国際貿易委員会の貿易データベースによれば、日本から輸入したながいもの米国入港地別の取扱量・金額（課税価格ベース）は次の通り（表 2-4）。

表 2-4 日本から米国に輸入されたヤムイモの入港地別取扱数量および金額  
(HTSコード: 0714.30)

入港地	2015 年間		参考:2016 年 1 月～8 月間累計	
	数量(kg)	金額(ドル)*	数量(kg)	金額(ドル)*
ロサンゼルス	3,097,499	8,809,509	1,692,419	5,353,801
ニューヨーク	76,382	226,993	158,761	501,660
ホノルル	10,170	50,042	4,120	22,954
シカゴ	4,889	21,275	2,000	8,964
合計	3,188,940	9,107,819	1,857,300	5,887,379

\*課税価格ベース

(出所) 国際貿易委員会 貿易データベースよりジェトロ作成

(2) いちご

財務省貿易統計「税関別国別品別表」によれば、出港地別の米国向けいちごの輸出動向は次の通り。すべて空港税関を経る航空便のみとなっている。

表 2-5 日本から米国へのいちごの輸出における出港別取扱数量および金額  
(HSコード: 0810.10)

出港地	2015 年間			参考:2016 年 1 月～8 月間累計		
	数量(kg)	金額(千円)	取扱時期	数量(kg)	金額(千円)	取扱時期
羽田空港	73	206	12 月	452	1,406	2 月、3 月
福岡空港	527	1,702	2 月、3 月、 12 月	393	1,072	2 月
合計	600	1,908	—	845	2,478	—

(出所) 財務省貿易統計よりジェトロ作成

一方、米国国際貿易委員会の貿易データベースによれば、日本から輸入したいちごの米国入港地別の取扱量・金額（課税価格ベース）は次の通り（表 2-6）。

表 2-6 日本から米国に輸入されたいちごの入港地別取扱数量および金額  
(HTSコード: 0810.10、fresh strawberry)

入港地	2015 年間		参考:2016 年 1 月～8 月間累計	
	数量(kg)	金額(ドル)*	数量(kg)	金額(ドル)*
ロサンゼルス	—	—	252	6,792
ニューヨーク	94	4,541	—	—
ホノルル	435	9,767	393	9,443
合計	529	14,308	645	16,235

\*課税価格ベース

(出所) 国際貿易委員会 貿易データベースよりジェトロ作成

## 日本産品の米国向け流通経路・所要時間

### (1) ながいも

日本産ながいもの米国向け流通経路は下表の通り（表 2-7）。所要時間は、入港地や小売店の場所によって異なるが、生産者から現地小売業者まで最低でも約1カ月程度を要する。

表 2-7 日本産ながいもの流通経路および所要時間

流通(物流)経路	所要時間 (日数)	備考
生産者／(卸売業者) ↓ 輸出業者 ↓ 輸出業者 ↓ 通関(日本国内主要港)	約7～10日	コンテナ船の出港スケジュールに合わせて、輸出業者が生産者に発注する。
輸送	約10～20日	コンテナ船での海上輸送。 40フィートの大型コンテナの場合、ごぼうなどの他の野菜と混載して輸送することも多い。
通関(港) ↓ 輸入業者	約2～7日	米国税関国境保護局(CBP)、米国農務省(USDA)、必要に応じて米国食品医薬局(FDA)、による検査が入る。
輸入業者 ↓ 現地小売業者(スーパー等)	約1～7日	通関手続きを終え次第、すぐに配送。 配送先ロケーションが遠方の場合や輸入業者から小売業者に届ける間に商社・卸売業者を経由する場合があります、期間に幅がある。
現地小売業者(スーパー等) ↓ 一般消費者		目安として、ながいものは収穫から3カ月以上経つと、黒くなったり、カビが生えることに留意が必要。

(注) 表は各社へのヒアリングにより概要をまとめたものであり全ての業者に当てはまるものではない。

(出所) 各社へのヒアリングに基づきジェットロによる推計の上作成

なお、日系物流業者が2016年10月に実施したながいも輸出の実証実験では、鮮度を保つため冷気コントロール機能を持ったリーファーコンテナを使用して仙台港から貨物船の最速航路により、10日間でロサンゼルス港に到着した。米国積み下ろしから通関に2日間を要し、その後、商社、小売に納品したとのこと。この実験では、輸出・輸入ともに経験のある商社が日米で関わっており、通関審査によって必要とされる輸入審査官による追加検査などが不要のため、港での検疫は半日程度だったと回答している。

### (2) いちご

日本産いちごの米国向け流通経路は下表の通り（表2-8）。最終的に一般消費者に到達するまでの所要時間は、入港地や小売店の場所によって異なるが、生産者から小売業者までに最低4日間程度を要する。

表 2-8 日本産いちごの流通経路および所要時間

流通(物流)経路	所要時間 (日数)	備考
生産者／(卸売業者) ↓ 輸出業者	約1日	
輸出業者 ↓ 通関(日本国内主要港)		
輸送	約1日	航空輸送(なめこなどの他の食品と混載して空輸)
通関(港) ↓ 輸入業者	約1日	米国税関国境保護局(CBP)、米農務省(USDA)、必要に応じて米国食品医薬局(FDA)による検査が入る。
輸入業者 ↓ 現地小売業者(スーパー等)	約1日	通関手続きを終え次第、すぐに配送(2015年実績では、配送先地域と入港地は同一州内)。
現地小売業者(スーパー等) ↓ 一般消費者		

(注) 表は各社へのヒアリングにより概要をまとめたものであり全ての業者に当てはまるものではない。

(出所) 各社へのヒアリングに基づきジェットロによる推計の上作成

一方、米国で消費されるいちごの大部分はカリフォルニア産である。カリフォルニア産の青果物が農場で収穫されてから、東海岸ニューヨークに到着するまでトラック輸送で2.5日から3.5日程度を要するといわれる。いちごについても国内輸送はトラック輸送が基本で、一般に、西海岸から東海岸まで3日ほど要する。

National Geographic 誌記者は、2014年5月、カリフォルニア州のいちごが、農場で収穫されてからワシントンDCのスーパーマーケット Whole Foods Market の店舗に到着するまで、これを運送する冷蔵トラックを車で追跡する取材を行った。同記者の記事によると全工程が3~3.5日程度を要した<sup>30</sup>。収穫地からの各流通事情に関する掲載記事概要は次の通り。まず、カリフォルニア州 Watsonville にある農場で朝収穫されたいちごは、いちごをはじめとするベリー類の米国大手卸売業者 Driscoll Strawberry Associates, Inc. の流通センターに運ばれる。流通センターでは冷却用扇風機により2時間以内にいちごの熱を下げ、パレットをプラスチックシートでラップし、いちごが長距離運送中に睡眠状態を維持できるようにして、冷蔵トラックに搭載する。その後トラックがすぐに出発し、2名の運転手が交代で3日間を要してワシントンDCに到着した。取材したカリフォルニア産いちごの流通経路および所要時間を整理すると下表の通り(表2-9)。

<sup>30</sup> <http://news.nationalgeographic.com/news/special-features/2014/05/140514-go-east-young-men/>; 追跡した記者が、65時間経過したところで、ワシントンDCの近郊バージニア州・メリーランド州付近を走行していたことを示唆する記載があり、その翌日に店舗に到着したとあることから、今回の輸送は3日から3日半程度だったと推測した。

表 2-9 カリフォルニア産いちごの東海岸都市までの流通経路および所要時間

流通(物流)経路	所要時間	備考
生産者 ↓ 卸売業者	約 2~4 時間程度	農場で収穫してから流通センターに配送するまでの時間。
卸売業者 ↓ 小売業者(スーパー等)	約 3 日ほど	カリフォルニア州から東海岸の大都市まで、冷蔵トラックによる輸送。
小売業者(スーパー等) ↓ 一般消費者		小売業者での販売期間は、いちごの産地と配送にかかった時間により異なる。

(注) 表は National Geographic 誌による報道事例を基に作成したものであり、すべての業者に当てはまるものではない。(出所) 各種公開情報等に基づきジェトロにて推計上作成

### 2-3 調査対象品目の流通費用

#### (1) ながいも

国際貿易委員会の貿易データベースによれば、2015 年、日本から米国に輸入されたヤムイモについて、①課税標準となる「課税価格(1 キログラムあたり約 2.9 ドル)」、②「課税価格」に運賃・保険料などの費用と関税を合算した「陸揚関税込み価格」は、1 キログラムあたり約 3.2 ドルであった(表 2-10)。

表 2-10 日本から米国に輸入されたヤムイモの課税価格および陸揚関税込み価格 (2015 年)  
(HTS コード: 0714.30)

	日本からの 輸入品(\$)
①1 キログラムあたり課税価格*	2.856
②1 キログラムあたり陸揚関税込み価格**	3.216
②-①	0.36

\*1 キログラムあたり課税価格 (Custom Value: 課税標準となる価格で、輸入貨物について買手から売り手に対し支払われた又は支払われるべき価格。国際貿易委員会の貿易統計では、関税、運賃、保険料などの費用は含まない)

\*\*1 キログラムあたり陸揚関税込み価格 (Landed Duty-Paid Value: 課税価格+運賃・保険料などの費用+関税)

(出所) 国際貿易委員会 貿易データベースよりジェトロ作成

日本産ながいもの流通段階別コストは、下表のとおり(表 2-11)。なお、日本産ながいもの仕入れに多く見られる、中国系輸入業者が関わっている場合の事例である。

表 2-11 日本産ながいもの流通段階別コスト

FOB*	約\$2.9/kg	(国際貿易委員会貿易データ：1kgあたり課税価格)
仕入値	↓	輸入費用(関税、運賃、保険料含む)：\$0.36/kg 加算 (関税：6.4%)
	約\$3.2/kg	(国際貿易委員会貿易データ：1kgあたり陸揚関税込み価格)
	↓	中国系輸入業者マージン：70～110% 加算※
卸値	約\$5.5～6.7/kg	
	↓	商社/卸売業者マージン：20～30%加算
	約\$6.6～9.1 /kg	
	↓	小売店マージン(+輸送費)：50～114% 加算
小売値	\$9.9～15.4/kg	FOBの3.4～5.3倍前後

\*FOB: 本船渡規則(Free on Board の略)

(注) 表は各社へのヒアリングにより概要をまとめたものであり全ての業者に当てはまるものではない。

※中国系輸入業者のマージンについては、ヒアリング結果から把握できた商社/卸売業者への卸値と国際貿易委員会貿易データの比較により算出した数値である。

(出所) 各種公開情報等に基づきジェトロによる推計の上作成

なお、今回の調査では、大手アジア系スーパーマーケットも視察したが、日本産品の扱い実績のみで、中国産品は扱われていなかった。しかし、国際貿易委員会貿易データによれば、日本産の②陸揚関税込み価格は中国産(約1.3ドル)の約2.5倍と高額になっている。その影響などもあり、ある中国系スーパーマーケット・チェーンでは、小売値で中国産は日本産よりも1ポンドあたり1ドル程度(1キログラムあたり約2.2ドル程度)安く販売されており、同チェーンでは中国産のニーズが高まっているとの意見もあった。

(2) いちご

国際貿易委員会の貿易データベースによれば、2016年、日本から米国に輸入され、ロサンゼルスに積み下ろしをしたいちごについて、①「課税標準価格」は1キログラムあたり約26.6ドル、②「積み下ろし関税込み価格」は、約45.4ドルであった(表2-12)。

表2-12 日本から米国に輸入されたいちごの課税価格および受入関税込み価格  
(HTSコード: 0810.10、fresh strawberry)

	受入地・時期(\$)	
	ロサンゼルス (2016年2月)	ニューヨーク (2015年12月)
①1キログラムあたり課税価格*	26.607	48.309
②1キログラムあたり関税込み価格**	45.440	101.351
②-①	18.833	53.042

\*1キログラムあたり課税価格 (Custom Value: 課税標準となる価格で、輸入貨物について買手から売り手に対し支払われた又は支払われるべき価格。国際貿易委員会の貿易統計では、関税、運賃、保険料などの費用は含まない)

\*\*1キログラムあたり陸揚関税込み価格 (Landed Duty-Paid Value: 課税価格+運賃・保険料などの費用+関税)

(出所) 国際貿易委員会 貿易データベースよりジェトロ作成

ロサンゼルスに輸入された日本産いちごの流通段階別コストの例を下表に示す(表2-11)。日本産いちごの輸入は、日系の商社が生産者から直接仕入れ、空輸で米国に持ち込んでいる。鮮度が重要であるいちごの特性から、米国での検査が終了次第、直ちに搬入先に配送される。

表2-13 日本産いちごの流通段階別コスト (市場: ロサンゼルス)

FOB*	約\$26.6/kg (約\$12.1/lb、 約\$8.0/300g)	(国際貿易委員会貿易データ: ロサンゼルスに陸揚された日本産いちご全体の1kgあたり課税価格)
仕入値	↓	輸入費用(関税、運賃、保険料含む): \$15.2/kg 加算 (関税: 11.2% <sup>31</sup> )
	約\$45.4/kg (約\$20.1/lb、 約\$13.6/300g)	(国際貿易委員会貿易データ: ロサンゼルスに陸揚された日本産いちご全体の1kgあたり陸揚関税込み価格)
卸値	↓	卸売業者マージン: 15~20% 加算
	約\$53.4/kg (約\$24.2/lb、 約\$16.0/300g)	
小売値	↓	小売店マージン: 12% 加算
	約\$60/kg (約\$27.2/lb、 約\$18.0/300g)	FOBの約2.3倍

\* FOB: 本船渡規則(Free on Board)の略

(注) 表は各社へのヒアリングにより概要をまとめたものであり全ての業者に当てはまるものではない。

(出所) 各種公開情報等に基づきジェトロにて推計上作成

<sup>31</sup> <https://hts.usitc.gov/current> Chapter8

一方、米国カリフォルニア産いちごがカリフォルニア州ロサンゼルス市内の小売店で販売される場合の例は下表の通り（表 2-14）。

表 2-14 カリフォルニア産いちごの流通段階別コスト（市場：ロサンゼルス）

仕入値	約\$3.3/kg (約\$1.5/lb、 約\$0.99/300g)	
	↓	卸売業者マージン加算(20%)
卸値	約\$4.0/kg (約\$1.8/lb、 約\$1.19/300g)	
	↓	小売業者マージン加算(50%)
小売値	約\$6.0/kg (約\$2.7/lb、 約\$1.79/300g)	仕入値の約 1.8 倍

(注) 表は各社へのヒアリングにより概要をまとめたものであり全ての業者に当てはまるものではない。

(出所) 各種公開情報等に基づきジェトロにて推計上作成

## 2-4 現地の商慣習

### (1) ながいも

卸売もしくは小売価格は生産者からの仕入れ値、類似品や海外産の競合品の価格を参考に設定されるが、夏季に輸入が集中している中国産ながいもに対し、日本産ながいもは一年を通して調達可能であるため、価格が安定しやすい。また日本国内同様、米国内でも青果物は価格変動が少ない製品であるため、為替が急激に変動しない限り、卸売もしくは小売価格が大幅に変動することはない。

買取方法は通常、全量買取で、取引通貨は米ドルが一般的。中国系輸入業者から卸売業者や小売業者が仕入れる最低単位として、1 ケースや 3 ケースとする事例が見られた。なお、1 ケースは 22 ポンド（約 10 キログラム）で 6~7 本入り。このうち最低単位を 3 ケースと回答した中国系業者によれば、3 ケースとしているのはトラック輸送用の 1 パレットを埋めるためで、他の商品との混載により 1 パレットを埋めることが出来る場合には、2 ケース以下でも交渉は可能としている。また、日系卸売業者から日系小売業者が購入する際には、ケース単位ではなく、1 本単位で購入している事例も見られた。なお、小売店における消費者向けの販売では、適当な長さに切ってパッケージングしたものを重量単位で販売するが多い。

生産者の手を離れた時点から、輸入業者の責任下に置かれ、輸送中発生したカビなどにより、商品として流通できなかった場合は、輸入業者側の損失となる。また税関当局（CBP）での検査は非常に厳しく、何らかの理由で検査で止められた場合、生産者の手を離れた後、日本国内、輸送中の温度調整の記録などを求められることもあるため、品質管理には細心の注意を必要とする。

米国内での各種検査終了後、直ちに発注元である小売業者やレストラン等に引き取ってもらうこととなる。商品の引き取りに関し、今回ヒアリングを行った日系の青果物卸売業者によれば、



(青果物全般的に) 小売業者からのケース単位の発注に関しては配送をし、商社やレストランに関しては引き取りに来てもらうのが慣例とのことであった。

## (2) いちご

日本のいちごが米国に輸入され始めたのは過去 2、3 年のことである。日本からの輸出が進まなかった背景には、いちごは傷みやすく、また鮮度が重要となる青果物であるため、長時間の輸送に向かないことが上げられる。現在、米国へは栃木県産の「とちおとめ」と福岡県産の「あまおう」が輸出されているが、少しでも衝撃を和らげるため、重ね積みではなく、通常のいちご用パッケージよりも面積の広いものに平面上に一段で並べられている。

通常ながいもと同様に全量買取が行われており、生産者の手を離れて出荷された後、輸入業者は米国の小売業者の手元に届くまでの間、温度調節などの品質管理に細心の注意が必要となる。

いちごの輸入手段は空輸に限定されるが、共に空輸可能な青果物と混載でコンテナを利用し、輸送される。最近では貨物専用の機体だけでなく、旅客機にコンテナを積載することも多い。現時点で日本産いちごは西海岸と東海岸の一部でしか流通していないが、今後、すでに米国各地に空輸されている日本産食品と混載で輸送できるよう、輸入業者等の関係者によって検討が行われている。

なお、米国産いちごは「clam shells (訳：二枚貝の貝殻)」と称する蓋付の透明プラスチック製コンテナを 1 パックとして販売されるケースが多い<sup>32</sup>。卸売から小売への販売単位は、1 パックあたり 1 ポンドのコンテナ 8 個を平らに収納できる SHIPPING トレー 1 ケースであることが多いが、季節や場所によっても単位は異なっており、1 ケースあたり、1 パックあたり 2 ポンドのコンテナ 4 個や 1 パックあたり 3 ポンドのコンテナ 6 個が含まれる場合もある<sup>33</sup>。米国のあるいちご卸業者によれば、同社では 1 パックあたり 1 ポンドのコンテナ 8 個を含む 1 ケースを最低単位として販売しているとのこと。ただし、実際には通常 1 パックあたり 1.5 ポンド程度の重量があることもあり、また季節によっては、いちごが大きく、いちご間の隙間が大きくなるため、1 パックあたりの重量が軽くなることもあると述べている。また、小売店での消費者向けの販売は 1 ポンド入りのパックのほか、ウォールマートなどの大手スーパーマーケットなどでは、大家族向けに 1 パックあたり 2 ポンド以上のパックでも販売されている。

### 3 小売等における日本産青果物(ながいも及びいちご)の消費実態

#### 3-1 概況

##### (1) ながいも

ながいもは、日本や中国では食用、医薬目的で重宝されてきたが、米国では長年、侵入雑草の一種として認識されていた<sup>34</sup>。現在、アジア食材を取り扱う中国系、韓国系、日系などの食料品店等、一部の店舗でしか取り扱いが見られない。カリフォルニア州の青果物卸売関係者によれば、米国人はネバネバしたものを好まないため、ながいもの主な消費者はアジア系で、特に中国系(台湾系)が購入しているとのこと。

<sup>32</sup> <http://www.producemarketguide.com/produce/strawberries>

<sup>33</sup> <http://www.producemarketguide.com/produce/strawberries> および USDA、関連企業への聞き取りに基づく

<sup>34</sup> [http://www.na.fs.fed.us/fhp/invasive\\_plants/weeds/chinese-yam.pdf](http://www.na.fs.fed.us/fhp/invasive_plants/weeds/chinese-yam.pdf)

米国ではながいもはチャイニーズ・ヤム (Chinese Yam) とよばれることが多い。USDA 農業市場局 (Agricultural Marketing Service : AMS) によれば、ヤムイモには「Chinese Yam」のほか、「Cush Cush」、「Greater Yam」、「Lesser Yam」、「Boniato」があり、アジア、カリブ諸国、ラテンアメリカ原産と説明している<sup>35</sup>。また、USDA とアイオワ州立大学が設立している Ag Marketing Resource Center の説明によれば、ヤムイモは一見するとサツマイモ (ヒルガオ科) に似ていることが多いが、ヤマノイモ科 (ディオスコレア属 : Dioscoreaceae) であり分類が異なるものの、米国においてはサツマイモ (sweet potatoes) の同類として販売しており<sup>36</sup>、これは、米国南部においてオレンジ色のサツマイモの栽培を開始した当時、従来からあった色の薄いタイプのサツマイモとの違いを明確にする必要に迫られた生産者や流通事業者が、ヤムイモという言葉を使用したためと説明している<sup>37</sup>。なお、USDA はヤムイモと称して販売しているサツマイモについては、本来のヤムイモと異なることを示すため、ヤムイモとあわせてサツマイモである旨、併記することを事業者に求めている<sup>38</sup>。

調理レシピサイト「COOKS.COM<sup>39</sup>」のレシピ投稿数では、ながいもを意味する「Chinese Yam」で 2 種類、「yamaimo」で 1 種類しか投稿がなく<sup>40</sup>、料理番組を専門にするテレビ番組 Food Network のレシピ検索ウェブサイト<sup>41</sup>に至っては 1 件のレシピも紹介されていない。また、米国の料理専門誌「Bon Appétit」のウェブサイト<sup>42</sup>で「Chinese Yam」を使ったレシピを検索したところ、5 種類のレシピが紹介されていたが、各レシピにはいずれもヤムイモに括弧書きで「sweet potato」と併記されていた。「yamaimo」や「nagaimo」では 1 件も該当するレシピがなかった。こうしたことから、ながいもが基本食材として認知されていない状況がうかがえる。

一方、中国系消費者の間でながいもは「山藥 (さんやく)」と表現され、体に良いものとして食されている。スープ、蒸し焼き、炒め物、胡麻和えなどにながいもを使っているようで、日本人のようにすりおろして食することは一般的ではない。

なお、最近の研究から、ながいもは水溶性繊維、ビタミン B 及びミネラルを豊富に含んでいることが確認され、消化機能回復、呼吸障害、糖尿、高血圧等に効果があることが一部では知られ始めているとの報道もある<sup>43</sup>。こうした中、米大手食料品店ホールフーズ・マーケット (Whole Foods Market) が食材を紹介するブログの中で、ながいもを 2013 年 3 月に取り上げた。チーズやバター、ベーコンといった洋風食材を使ったながいもの調理方法を紹介した日本のウェブサイトを紹介している。また、ながいもは食感を楽しむ食材で味は淡白であること、浸透性が高く味がよく染み込むことをあげ、風味の高い食材と共に調理することを推奨している<sup>44</sup>。このブログ記事では、ながいもの購入にあたって、アジア食材を扱う一部の食材店 (例：自然食品店や高級食材店など) では非常に高額<sup>45</sup>となるため、チャイナタウンなどにあるアジア系食材店で購入するようというようなアドバイスも見られる。日本産ながいもについて、商社および小売店に対するヒアリング調査からは、北海道産および青森県産の扱いがあるとされた。

<sup>35</sup> <https://www.ams.usda.gov/grades-standards/yam-inspection-instructions>

<sup>36</sup> <http://www.agmrc.org/commodities-products/vegetables/sweet-potatoes/>

<sup>37</sup> <http://www.agmrc.org/commodities-products/vegetables/sweet-potato-profile/>

<sup>38</sup> <http://www.agmrc.org/commodities-products/vegetables/sweet-potato-profile/>

<sup>39</sup> <http://www.cooks.com/> 2016 年 8 月 30 日現在

<sup>40</sup> 「nagaimo」は 0 件。

<sup>41</sup> <http://www.foodnetworkasia.com/recipes>

<sup>42</sup> <http://www.bonappetit.com/>

<sup>43</sup> <http://www.japantimes.co.jp/life/2016/07/15/food/yamaimo-japans-slimy-mountain-yam/#.V7NYSfkrLIW>

<sup>44</sup> <http://365wholefoods.blogspot.jp/2013/03/this-blog-has-taught-me-lot-about-food.html>

<sup>45</sup> 同ブログ記事によれば、1 ポンド (約 454 グラム) あたり約 5 ドル程度

日本産ながいもと中国産ながいもの両方の販売経験をもつ、ある中国系スーパーマーケット店舗の青果部門担当者によれば、米国市場では、日本産ながいもは非常に保存が効くことで知られており、収穫してから半年くらいは保存可能ともいわれている一方、中国産ながいもの多くは収穫後数ヶ月で腐ってしまうとのこと。また、あるレストラン向け卸売業者は個人的意見として、中国産ながいもは一般に細く、粘り気も少なく、水っぽい印象があると述べ、実際、日本食レストランや日系食料品店等などからは、中国産ではなく日本産を求める声が聞かれるとの回答もあった。

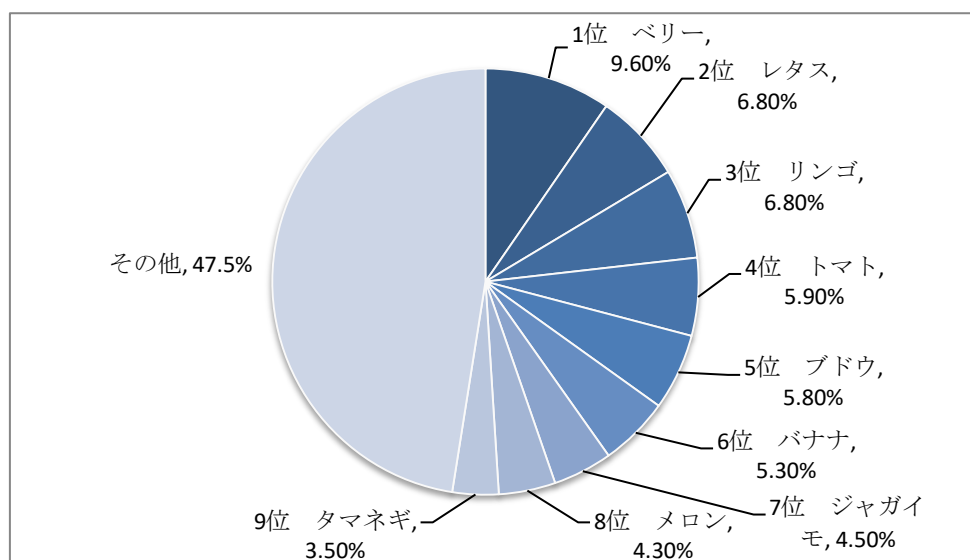
このように日本産への高いニーズも伺える一方で、中国産をはじめとする他国産品の値段に日本産は太刀打ちできない現状があり、中国系スーパーマーケットの本社調達関係者などは、最近では同スーパーマーケットでも中国産ながいもへの需要が高くなっているとの意見もあった。

## (2) いちご

米国における一人当たりのいちご消費量は、過去 20 年間で増加を続けてきた。その背景には、米国消費者の健康な食生活指向の高まり、農家におけるいちごの収量向上による国内供給先の拡大、輸入開始による安定した年間供給などがあるとされる<sup>46</sup>。また、カリフォルニア州の青果物卸売関係者によれば、近年では種の開発も進んでおり、いちごシーズンの初めごろに出荷されるいちごの中には、日本のいちごよりおいしいといわれるものもあるとのこと。消費者の地産地消意識も高まっており、米国産いちご市場は今後も成長が期待されると指摘している。

全米の小売店が扱う農作物の中でいちごの売上は上位に入っている。カリフォルニア州のいちご産産を支援する州政府機関カリフォルニア州いちご協会（California Strawberry Commission : CSC）が作成する全米の小売業界でのいちごの取り扱い状況に関する資料「Retail Category Trends – Total U.S.<sup>47</sup>」によれば、全米の小売店における農作物販売シェアのトップは 9.6%のいちごを含むベリーである（図 3-1）。

図 3-1 小売店における農作物販売シェア（売上ベース、2016年7月10日までの52週実績）



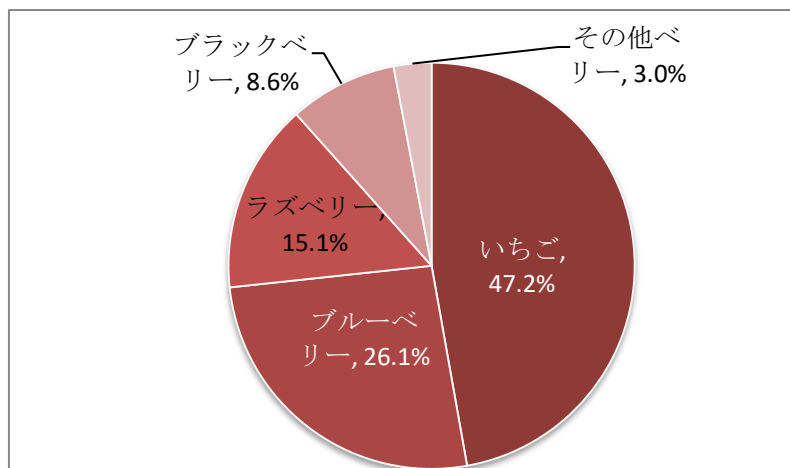
(出所) カリフォルニア州いちご協会データよりジェトロ作成

<sup>46</sup> <http://www.agmrc.org/commodities-products/fruits/strawberries/>

<sup>47</sup> <http://reports.calstrawberry.org/Reports/Retail%20Category%20Trends/Retail%20Category%20Trends%20-%20Total%20US.pdf>

ベリー類の売上のうちいちごが占める割合は47.2%と最も高い<sup>48</sup>（図3-2）。この数値から、農作物全体に占めるいちごの割合を計算すると4.5%となり、7位のジャガイモに並ぶことになる。

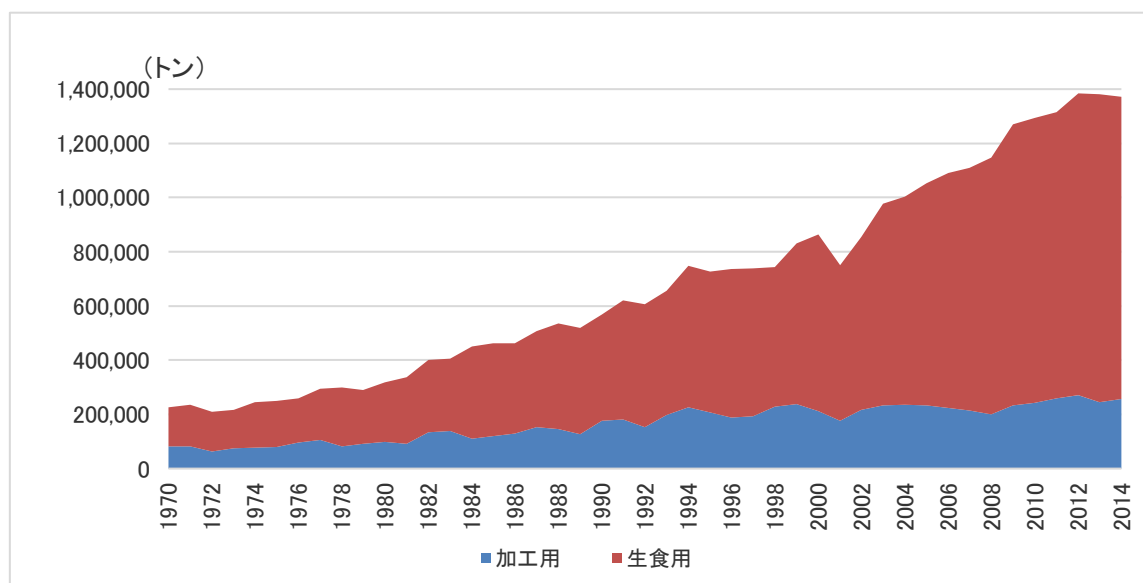
図3-2 小売店におけるベリーの種類別販売シェア  
（売上ベース、2016年7月10日までの52週実績）



（出所）カリフォルニア州いちご協会データよりジェトロ作成

米国で消費されるいちごの大部分は生食用として生産されている。米国における2014年のいちご生産高は137万847トンであった。このうち生食用とされるのが111万3,252トンで、全体の81.2%を生食用が占めている。生食用の比率は徐々に増加しており、1970年の約64%から、2007年には初めて8割を超えた（図3-3）。

図3-3 米国内におけるいちごの生産高（生食用と加工用）



（出所）USDA ERS (~2009), USDA Fruit Year Book (2010~2014)よりジェトロ作成

<sup>48</sup> <http://reports.calstrawberry.org/Reports/Retail%20Category%20Trends/Retail%20Category%20Trends%20-%20Total%20US.pdf>

いちごは家庭では、手軽にそのまま食することが一般的だが、人気の高い作物だけに、料理レシピを紹介するウェブサイトでは、さまざまな利用法が紹介されている。例えば、米国の料理専門誌「Bon Appétit」のウェブサイトでは、米国のいちごシーズン開始に合わせて、2016年5月20日付けでいちごを使った32種類のレシピを掲載している<sup>49</sup>。生のいちごをクリームやチーズなどを添えて食べたり、カットしてデコレーションに使ったり、シリアルやサラダに混ぜたり、ミキサーなどを使って飲み物（例：カクテル、ラッシー、ジュース）に利用したりといった短時間でできるものから、ケーキ、パイ、スコーン、アイスクリーム、シャーベット、ジャム、コンポート、酢漬、パスタソースなど、加熱や冷却など手間や時間のかかる料理まで幅広い内容が紹介されている。また、このレシピには、「餅（mochi）」にいちごをくるむといったユニークなレシピも紹介されていた。

そのほか、調理レシピサイト「COOKS.COM<sup>50</sup>」のレシピ投稿数では、いちごを使ったレシピが8,750件投稿されている。料理番組を専門にするテレビ番組 Food Network のレシピ検索ウェブサイト<sup>51</sup>では27件あった。

日本産いちごについて、商社および小売店に対するヒアリング調査からは、福岡県産あまおうと栃木県産とちおとめの取り扱い実績が複数みられた。米国へのいちごの輸入を開始したきっかけとして、日本食レストランや寿司レストラン、日系スーパーマーケットからのリクエストに応えたと商社が回答している。このうち1社は2015年、あまおうをニューヨークのレストラン向け、とちおとめをカリフォルニアの小売店向けに主に輸入したが、カリフォルニアで米国人や中国人の高所得層がとちおとめを好んで購入しており、2016年はあまおうも同地域向けに輸入することも検討しているとのこと。青果物卸売関係者は、米国では現在、中国系の高所得者層が増えており、贈答に食べ物を送る文化もあるため、単価の高いいちごを販売する顧客ターゲットとして潜在性が高いと指摘する。また、米国産や他国産と競合しない、日本に特種な果物は、米国市場の隙間に参入する余地があると述べている。

### 3-2 小売における日本製品の現地消費実態

#### (1) 日系食品店

##### ■日系小売店 A

米国首都ワシントン DC 近郊で日本食材を中心に取り扱っている日系小売店 A では、米国の東海岸で日本の青果物を栽培・販売している事業者や、カリフォルニア州で日本の青果物を扱っている事業者から日本野菜を発注している。通常の取扱商品のほか、顧客からの要望に応じて、店頭にはない青果物を事業者にお問い合わせ、在庫がある場合には取り寄せなども行っている。

日系小売店 A はいちごの取扱実績はないが、ながいもについては、東海岸やカリフォルニア州の事業者が扱っている日本産品を購入、年間を通じて販売している。本調査で店舗を訪問した際には、青森県産のながいもが販売されていた。

同店では、豆腐や練り物等を陳列している冷蔵ケースの前に野菜販売スペースがあり、ここにながいもも陳列されている。適当な長さに切ったながいもを、それぞれラップに包み、重量単価

<sup>49</sup> <http://www.bonappetit.com/recipes/slideshow/strawberry-recipes>

<sup>50</sup> <http://www.cooks.com/> 2016年8月30日現在

<sup>51</sup> <http://www.foodnetworkasia.com/recipes>

ベースで決定した値札をつけて販売している。ながいもの購入客は、日本人やその他アジア人だけでなく、様々な人種の顧客が購入しているということだが、それぞれがながいもをどのように使っているかは不明とのこと。



日系小売店 A のながいも陳列状況

日系小売店 A がながいもを購入している東海岸の事業者にお問い合わせしたところ、同社は、日本を含むアジア諸国の青果物を取り扱っている中国系卸売事業者のニューヨーク州店舗を訪れ、直接日本産のながいもを購入しているとのこと<sup>52</sup>。日本産の同じ産地・農家で採れた同じブランドの青果物でも、中国系事業者が輸入したものを仕入れる方が安いと言及している。

#### ■日系小売店 B

ニューヨーク州において日本産品・製品を重点的に販売している日系スーパーマーケット（日系小売店 B）では、ながいもを 1 年を通じて扱っている。主な購買層はアジア系の消費者である。

日系小売店 B は、マンハッタンのレストラン向けに青果物を販売している日系卸売業者から日本産のながいもを購入している。なお、この日系卸売事業者にお問い合わせしたところ、同社はながいもを、日本から輸入している中国系事業者から購入しているとのこと。日系小売店 B では、2016 年 10 月中旬時点で、日本産ながいもを 1 ポンドあたり 6.99 ドルで販売している。

また、日系小売店 B は、2014 年ごろから毎年明けに少量（2016 年始は 2 ケース計 8 パック、1 パックあたり 25.99 ドル）の日本産いちごを販売した実績がある。購入層は高所得層の日本人とレストラン関係者のみだった。仕入先は日系商社である。

### （2）アジア系食品店

#### ■アジア系小売店 A

全米に店舗を広げている韓国系スーパーマーケット・チェーン（アジア系小売店 A）は、韓国をはじめとして、アジア各国の食材を幅広く取り扱っており、その中には日本の食材も多数含まれている。

バージニア州にある店舗は郊外の大型店舗で、顧客層は韓国系をはじめとするアジア系が中心であるものの、白人、黒人、イスラム系、インド系なども利用している。広々とした店内には、青果物から加工品まで幅広い商品が並んでおり、日本産のながいもも販売している。視察に訪れた際には（2016 年 8 月中旬）、ながいもは同店の店舗正面入り口に入ってすぐの青果物コーナ

<sup>52</sup> なお、この中国系卸売事業者が直接輸入を行っているのか、他の中国系輸入業者が海外から仕入れているのかについては、確認できなかった。

一の中央あたりのワゴンの上に、十六ささげやレモングラス、サトウキビ等と共に陳列されていた（1ポンド 4.99ドル）。同店で取り扱っているながいもが日本産であることは確認できたが、都道府県の産地までは表示されていない。



アジア系小売店 A ながいも陳列写真①      アジア系小売店 A ながいも陳列写真②



アジア系小売店 A における長いも陳列棚と他のコーナーの位置関係  
ながいもは、ある程度の長さのまま、ラップで巻かれて陳列されている。



アジア系小売店 A で陳列されているながいも

参考までに、同店舗で働く 4 名の店員（男性 1 名・女性 3 名）に、ながいもの食べ方等を尋ねてみたが、「すりおろして食べる」との回答が返ってきたのが 1 名のみで、その他 3 名は「知らない」、「自分も使ったことがない、食べたことがない」という回答であった。

いちごについては、米国産は販売しているが日本産の取扱は見られない。視察した時期、同店ではカリフォルニア州サンタマリア産のいちごが販売されており、青果物コーナーのうち、ブルーベリーやミニトマトと同じ一角に陳列されていた。



アジア系小売店 A いちご陳列写真

アジア系小売店 A いちごパッケージ写真

また、りんご、もも、なしなどの果物に比べ、いちごをはじめとするベリー系はあまり目立たない限られたスペースに、陳列されていた（1 パック＝1 ポンドあたり 2.99 ドル）。店頭のパックに陳列されている旬の果物を手に取る顧客は多かったが、いちごコーナーに足を止める顧客はあまりいない様子であった。

#### ■アジア系小売店 B

米国東海岸に 8 店舗を展開する中国系スーパーマーケット・チェーン（アジア系小売店 B）では、青果物の大部分を中国産が占めているが、一部、日本産（ながいも）、米国産（いちご、オレンジ）、韓国産（なし、きのこ類）の青果物も販売している。また、調味料、加工食品、菓子などは日本産品の取扱もある。

同店のメリーランド州店を 2016 年 9 月中旬に訪問した際には、日本産ながいもが販売されていた（1 ポンドあたり 2.99 ドル）。店員によれば、日本産ながいもは定期的に入荷しており、通常、中国産ながいもより 1 ドル高い価格で売られているが、中国産よりも人気が高い（ただし、大量に安価な中国産が入荷する夏は、例外的に中国産の売上が日本産を上回る）。同店でながいもを購入する顧客のほとんどが日本産を購入しているとのこと。ながいもを購入する顧客の大部分は中国系の消費者である。稀に白人や黒人が購入する場合もあるが、家族がアジア系である場合が多い。

同店では、ながいもは店舗入り口右手、レジの横、カスタマーサービスカウンターの前で他の青果物と一緒に陳列されている。





アジア系小売店 B におけるながいも陳列棚と他のコーナーの位置関係  
(丸で囲んだ部分がながいも)



アジア系小売店 B におけるながいも陳列図

同店で取り扱う日本産ながいもについて、メリーランド州店では産地がわからないということから、ニューヨーク本社に問い合わせたところ、北海道産との回答を得られた。また、本社担当によれば、メリーランド州店の傾向と異なり、全社的には日本産よりも中国産ながいものの方が、価格が安く、人気が高くなってきているとのことだった。

いちごについては、アジア系小売店 B で日本産いちごの取扱実績はない。メリーランド州店の果物部門担当者によれば、同店舗では主にカリフォルニア州とメリーランド州の農家からいちごを入荷しているとのこと。カリフォルニア産の方が色がより鮮やかで大粒であるため、カリフォルニア産いちごの方を好む顧客が多い。また、学生など若い世代の購入が多い。同店では、いちごは、店内中央部に展開されている果物ワゴンの一角で販売されていた (1 パック=1 ポンドあたり 0.99 ドル)。



アジア系小売店 B におけるいちご陳列棚と他のコーナーの位置関係 (丸で囲んだ部分がいちご)

いちごは鮮度を保つことが難しい果物で、輸送にもコストがかかり、利益を得にくい商品だが、需要が高いため入荷せざるを得ないと、上述の果物部門担当はコメントしている。同担当はまた、もし、日本から輸入するとなれば、かなり高価格となることが予想されるが、ただでさえ利益を得るのが難しい商品であるため、輸入品のいちごを同店で取り扱うことは一般的に考えれば難しいとの意見だった。

### (3) 米系小売店

#### ■米系小売店 A

米国、カナダ、英国に展開する大手米国スーパーマーケット・チェーン（米系小売店 A）は、オーガニック商品に力を入れて成長してきた企業である。しょうゆや照り焼きソース、ペットボトル入りのお茶など、日本メーカー製品も常時取り扱いがあることで知られる。

視察した同社のワシントン DC 近郊にある店舗のひとつは、ワシントン DC のダウンタウンに比較的近く、付近に大学もあり、家族世帯や学生の利用が多い店舗である。アジア系留学生なども少なくない地域であるが、視察した際には、ながいもやいちごを含め、日本産やその他アジア産の青果物の陳列はなかった。

一方、米国産いちごは、顧客の目を引くような、店舗入り口を入ってすぐ正面の、青果物売り場の入り口に位置するワゴンで販売されている。いちごの隣にはラズベリー、奥のワゴンにはブルーベリーなど、ベリー系の果物が共に陳列されていた。



米系小売店 A いちご陳列写真（黄色○箇所= 従来のいちご、緑○箇所=オーガニックいちご）



従来のいちご（黄色のステッカー）    オーガニックいちご（緑色のステッカー）

オーガニックのいちごは、オーガニックでない従来のいちごと比べて1パックあたり1ドル高く販売されていた（オーガニック：1ポンド=1パックあたり4.99ドル、従来のいちご：3.99ドル）。

## 4 輸出規制およびその対応に係る実態把握

### 4-1 輸出重点品目に対する輸出規制の概要

日本から米国にながいも及びいちごを輸出する際、以下のような制度・規制に対応する必要がある。

#### <輸入時の事前通告 (Prior Notice of Imported Foods) >

バイオテロ法第 307 条に基づき、輸入業者等は、輸入する食品を米国保健福祉省食品医薬品局 (FDA) に事前に通告することが義務付けられている。適切な事前通告なしに輸入された場合、当該輸入品は、留めおかれるか、FDA により安全な施設への移動が指示される可能性がある<sup>53</sup>。

事前通告は、米国税関国境保護局 (CBP) のシステム (ABI/ACS)、又は FDA のシステム (PNSI) 通じて提出可能で、提出期限は輸送手段によって異なる。また事前通告の対象となる食品は、果物および野菜を含む、バイオテロ法で「食品」の定義に含まれる食品原料である。

#### 【参考】

米国食品医薬品局 (FDA) 「輸入食品の事前通告 (Prior Notice of Imported Foods) の概要」  
<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/ImportsExports/Importing/ucm2006836.htm>

米国食品医薬品局 (FDA) 「輸入食品の事前通告 (Prior Notice of Imported Foods) の手引書」  
<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/GuidanceDocumentsRegulatoryInformation/ucm267673.htm>

#### <オーガニック食品の輸出入>

米国ではオーガニック食品に関し、米国農務省によって認可を受けたオーガニック認証機関 (Organic Accreditation) が、農業事業者や食品加工事業者のオーガニック事業者の認証 (Organic Certification) を行っている。認定を受けた事業者は、当該製品をオーガニック食品として販売、ラベル表示することができる。

オーガニック食品の輸出入に関し、米国は各輸出入相手国と取り決めを交わしており、日本との輸出入に関しては、2014 年 1 月 1 日より、オーガニック認証の基準が同レベルであるという理由から、一般財団法人 日本農林規格協会 (JAS 協会) 又は米国農務省 (U.S. Department of Agriculture : USDA) による認定がある場合、日米双方の市場でオーガニック食品として流通、販売することができる。

#### 【参考】

米国農務省 (USDA) 「オーガニック認定と認定機関」  
<https://www.ams.usda.gov/services/organic-certification>

米国農務省 (USDA) 「日本からのオーガニック製品の輸入について」  
<https://www.ams.usda.gov/sites/default/files/media/NOP%20Importing%20Organic%20Products%20from%20Japan.pdf>

<sup>53</sup>[https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/trade\\_02.html#block2](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trade_02.html#block2) (参考) I. テロ関連の輸入規制 4.(2)

## <ラベル表示規制>

野菜・果実及びその加工品を商業目的で米国に輸入するには、米国税関・国境警備局（CBP）及び FDA が定める表示を行わなければならない。条件によっては表示義務が免除されるが、一般的に表示しなければならない項目は次の通りである。表示は英語で行わなければならない。詳しくは、FDA の「食品表示ガイド」にて確認のこと<sup>54</sup>。

- 食品名称／識別事項
- 内容量・正味重量
- 原材料名（2種類以上の原材料〔添加物を含む〕が使用されている場合は、それぞれの名称を表示しなければならない。また、アレルギー原因物質を含む場合は、その名称を表示しなければならない。）
- 栄養成分表示（輸入後に加工、再包装される野菜・果実には表示の義務はない。）
- 製造業者、包装業者、流通業者のいずれかの名称と住所
- 警告および取り扱い上の注意
- 原産国名

### 【参考】

米国食品医薬品局（FDA） 「食品表示ガイド日本語版」

<http://www.fda.gov/downloads/Food/GuidanceRegulation/UCM254435.pdf>

米国連邦規則集 21 C.F.R. Part 101 「食品ラベル表示（Food Labeling）」

<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text->

[idx?SID=265a05ce9a133871a1605c0dfa675500&mc=true&node=pt21.2.101&rgn=div5](http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=265a05ce9a133871a1605c0dfa675500&mc=true&node=pt21.2.101&rgn=div5)

米国連邦規則集 19 C.F.R. Part 134 「原産国の表示（Country of Origin marking）」

<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?rgn=div5&node=19:1.0.1.1.28>

## <生鮮農産物法（Perishable Agricultural Commodities Act（PACA）>

青果業界の公正な取引を促進する目的で、1930年に成立。出荷者、ブローカー、その他生産事業者に代わって販売事業者に対し、取引された青果物に関する完全かつ正確な記録の保持を義務付けている。記録すべき主な内容は、売買した事業者、青果の種類、数量、取引の行われた場所等である。

### 【参考】

連邦規則集 7 C.F.R. Part 46 「生鮮農産物法（PACA）に基づく規制」

<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text->

[idx?SID=405ef5cfc58c6c0ca0a4ec36b28cbd24&mc=true&node=pt7.2.46&rgn=div5](http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=405ef5cfc58c6c0ca0a4ec36b28cbd24&mc=true&node=pt7.2.46&rgn=div5)

米国農務省（USDA） 「生鮮農産物法（PACA）の概要」

<https://www.ams.usda.gov/rules-regulations/paca>

米国農務省（USDA） 「生鮮農産物法（PACA）が適用される食品」

<https://www.ams.usda.gov/sites/default/files/media/Commodities%20Covered%20by%20PACA.pdf>

<sup>54</sup> [https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/foods/exportguide/vegetables.html](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/exportguide/vegetables.html) （参考）表示ラベル

## <植物検疫>

1912年植物検疫法（Plant Quarantine Act of 1912）は、米国内における植物病虫害の蔓延を防止について定めている。同法に基づき、米国農務省動植物検査局（APHIS）が規制当局として、輸入検疫を実施している。連邦規則集 7 C.F.R. Part 319 において、各食品の検疫条件が定められている。

### 【参考】

連邦規則集 7 C.F.R. Part 319 「外国からの植物に対する検疫（Foreign Quarantine Notices）」

<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/retrieveECFR?gp=&SID=c5de5d0d8816641373b1cb2b269867d7&mc=true&n=pt7.5.319&r=PART&ty=HTML>

米国農務省（USDA） 「農産物マニュアル」

[https://www.aphis.usda.gov/import\\_export/plants/manuals/ports/downloads/fv.pdf](https://www.aphis.usda.gov/import_export/plants/manuals/ports/downloads/fv.pdf)

※輸出国別、青果物の米国への輸入可否について記載されている。

動植物検査局（APHIS） 「農産物輸入規制」

<https://epermits.aphis.usda.gov/manual/index.cfm?ACTION=pubHome>

※輸出国別、農産物別の米国への輸入条件に関するデータベース

## <いちご・ながいもの米国への輸入に関する検疫>

連邦規則集 7 C.F.R. Part 319 56-3 で規制されているように、いちご、およびながいもの米国での輸入は植物検疫の対象食品となっている。またいちご・ながいも共に、米国内の植物に影響を与える可能性のある食品原料と指定されており、輸入に際し、事前に米国農務省（USDA）の電子システムを通じて申請を行う必要がある。

### 【参考】

連邦規則集 7 C.F.R. Part 319 56-3 「輸入農作物全般に対する規制（General requirements for all imported fruits and vegetables）」

[http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=6cab1a84d3c0fbed2bbfc791c4196bc3&mc=true&node=se7.5.319\\_156\\_63&rgn=div8](http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=6cab1a84d3c0fbed2bbfc791c4196bc3&mc=true&node=se7.5.319_156_63&rgn=div8)

米国農務省（USDA） 「植物衛生許可（Plant Health Permits）」

[https://www.aphis.usda.gov/aphis/resources/permits/sa\\_plants/ct\\_ppq\\_epermits](https://www.aphis.usda.gov/aphis/resources/permits/sa_plants/ct_ppq_epermits)

※いちご、ながいもなどの農産物他、米国内の植物環境に影響を与える可能性のある植物を輸入する際の許可申請ページ

## <残留農薬規制>

米国環境保護庁（EPA）は、農薬成分および未加工の農作物ごとに残留農薬の許容量を設定している。米国に輸入される食品は、EPA が定める基準を満たしていなければならない。なお、一部の農薬成分については、人体に安全だとして許容量の設定を免除している。許容量を超えて

農薬成分が残留している場合、および EPA が残留農薬の許容量の設定も免除も行っていない農薬成分が残留している場合は、米国に輸入することができない<sup>55</sup>。

残留農薬の許容量に関する詳細は、米国連邦規則集 Title 40 Part 180「残留農薬許容量と適用除外」もしくは、米国農薬情報センター（National Pesticide Information Center（NPIC））で確認が可能<sup>56</sup>。

米国連邦規則集 Title 40 Part 180「残留農薬許容量と適用除外」は、青果物をグループとサブグループに分類した上で、農薬や除草剤に使用される化学物質ごと、または商標名ごとに各サブグループに対する残留農薬許容量を明記している。米国連邦規則集 Title 40 Part 180「残留農薬許容量と適用除外」において、化学物質および商標の許容量はサブパート C：化学物質・商標別許容量（Subpart C—Specific Tolerances）の § 180.103～§ 180.691 に約 390 項目が列挙されている（2017年2月28日現在）。

ながいも特定のグループやサブグループは存在しないが、ヤマノイモ科ヤマノイモ属（Yam, *Dioscorea* spp.）という総称で、グループ 1「根菜類（Root and Tuber Vegetables）」、サブグループ 1C(50 項目)・1D（4 項目）に分類されている。1C は球根・球茎青果物、1D はジャガイモ（Potato）以外の球根・球茎青果物と定義づけられているが、ヤマノイモ科ヤマノイモ属はその両方に入る。1C 及び 1D の根菜類に対する残留農薬許容量の主な例は以下の表の通り<sup>57</sup>。

化学物質・商標名	適用されるサブグループ	用途	ppm
パラコート（Paraquat）	1C	除草剤	0.50
オキサミル（Oxamyl）	1C	殺虫剤	0.1
ノバルロン（Novaluron）	1C	殺虫剤	0.05
メトキシフェノジド（Methoxyfenozide）	1D	殺虫剤	0.02
チアメトキサム（Thiamethoxam）	1D	殺虫剤	0.02

（出所）米国連邦規則集 Title 40 Part 180「残留農薬許容量と適用除外」より作成

いちごを含む、ブドウ、キウイフルーツなど小型の果物は、グループ 13-07「ベリー・小果樹」に分類されている。同グループの中でいちごは、丈が低いベリーをまとめた、サブカテゴリー 13-07G に入る。いちご、及び 13-07G に分類されている丈が低いベリー類に対する残留農薬許容量の一例は以下の表の通り<sup>58</sup>。

化学物質・商標名	用途	ppm
ペンディメタリン（Pendimethalin）	除草剤	0.1
ヘキシチアゾクス（Hexythiazox）	殺虫剤	6
ピリメタニル（Pyrimethanil）	防腐剤	3.0
メトキシフェノジド（Methoxyfenozide）	殺虫剤	2.0

<sup>55</sup>[https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/foods/exportguide/vegetables.html](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/exportguide/vegetables.html)（参考）農薬・抗生物質・添加物・ヒ素および有害重金属等

<sup>56</sup>[https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/foods/exportguide/vegetables.html](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/exportguide/vegetables.html)

<sup>57</sup> 上記以外の化学物質の残留農薬許容量については、米国連邦規則集 Title 40 Part 180「残留農薬許容量と適用除外」を参照。

<sup>58</sup> 上記以外の化学物質の残留農薬許容量については、米国連邦規則集 Title 40 Part 180「残留農薬許容量と適用除外」を参照。

【参考】

米国連邦規則集 40 C.F.R. Part 180 「残留農薬許容量と適用除外 (Tolerances and Exemptions for Pesticide Chemical Residues in Food) 」

<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=c1a49cebb709becc4d97639764305082&node=pt40.24.180&rgn=div5#sp40.24.180.c>

米国農薬情報センター (National Pesticide Information Center (NPIC))

<http://npic.orst.edu/reg/tolerance.html>

<放射性物質に関する規制>

FDA は 1998 年 8 月 13 日に「ヒトの食物および動物飼料の偶発的放射能汚染：全米および地方政府機関への提言」と題し 1983 年に制定されたガイダンスを改正した。原子力発電所の事故などにより誤って汚染された食品や動物飼料の生産、加工、流通、使用に関わる措置の緊急対応遂行を踏まえた。

FDA は食品や動物飼料に含まれる放射線核種ガイダンスを国内、又は海外からの輸入製品に対して使用し、これらの基準値が安全性を判断するものとしている。

【参考】

米国食品医薬品局 (FDA) 「国内及び輸入食品における放射性核種のガイダンス」

<https://www.fda.gov/food/foodborneillnesscontaminants/chemicalcontaminants/ucm078341.htm>

海外の放射線検査機関リスト

[https://www.jetro.go.jp/world/shinsai/inspection\\_a\\_us.html](https://www.jetro.go.jp/world/shinsai/inspection_a_us.html)

<米国食品安全強化法 (Food Safety Modernization Act : FSMA) >

食品・医薬品・化粧品法 (Federal Food, Drug, and Cosmetic Act) 等の諸法律を改正し、FDA を多岐にわたり強化する目的で、2011 年 1 月 4 日に成立した法律。同法律は条文ごとの関連規則が施行されれば、その条文が効力を発揮することとなり、第 103 条「食品安全計画の策定」、第 301 条「外国供給業者検証プログラム」等の遵守が求められている<sup>59</sup>。

2016 年 7 月 14 日、FDA は米国連邦規則集 21 C.F.R. Part 1, Subpart H 「食品関連施設の登録 (Registration of Food Facilities) 」に係る改正について、最終規則を公表した。同規則に基づき、米国内で消費される食品を製造・加工、包装、保管に携わる食品施設は、海外の施設も含め、FDA に登録しなければならない。今回の規則最終化により、FSMA の規定が細分化されることとなり、2016 年 9 月 12 日から適用が開始された (改正点の中には、2020 年 1 月 4 日以降、施設登録の申請方法について電子申請のみに移行すること等を含む) 。

【参考】

FDA 「米国食品安全強化法 (Food Safety Modernization Act) >

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm247548.htm>

FDA 「食品関連施設の登録に係る最終規則」

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm440988.htm>

<sup>59</sup> [https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/foods/fsma.html](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma.html)

## 4-2 調査対象品目について輸入規制の対応に係る実態

調査対象品目のながいも、いちご、その他青果物について、実際に米国に輸入した経験のある関係者にヒアリングを行った。その中で、米国の輸入規制に対応する上での課題として次の点が指摘されている。

### (1) 共通

ながいも、いちごなど日本産の野菜・果実の海外における需要は伸びており、規制の緩いアジア向け、特に香港や中国への日本産青果物の輸入量は増加傾向にある。一方で、米国内でも日本産食料品店の需要は伸びているものの、税関国境保護局(CBP)や USDA、FDA による検査が厳しく、輸入品目を増やすことが難しい状況にある。食品輸入の税関検査は CBP と USDA、FDA がそれぞれ連携して実施している。USDA は、1912 年植物検疫法 (Plant Quarantine Act of 1912) に基づき、植物の病害虫の蔓延を防止するための規制を行っており、輸入検疫の規制当局は USDA の動植物検査局 (The Animal and Plant Health Inspection Service : APHIS) となっている<sup>60</sup>。通関手続き地において、CBP の農業専門官が輸入品の積み荷を検査、あわせて、必要な許可証、植物検疫証明書 (植物性生産品用) が揃っているか確認している<sup>61</sup>。一方、FDA は食品安全の観点から検査を実施している。食品安全分野で USDA が管轄している畜肉・家きん肉 (およびその加工品)、卵製品 (液卵、乾燥卵等) 以外のすべての食品について、検査を行う権限を持っている<sup>62</sup>。

FDA による検査の場合、船からの荷揚げ後にコンテナ内を商品ごとに検査し、何か問題がある場合も対象となった商品のみが止められる。一方、USDA による検査の場合は、コンテナ内の商品が無作為に検査し、不備があった場合は対象商品だけでなく、コンテナごと止められてしまう。多くの場合、検査を通過できなかった理由の根拠は明確にされず、対象となったコンテナのリリースに向けて、追加書類提出等の諸手続きを行う間の港湾使用料、倉庫保管料などの経費は輸入事業者が負担する必要がある、輸入事業者にとっては頭の痛い問題となっている。さらに、FDA 検査では検査官により見解が異なることも多々見られる。

このうち FDA 検査に関連して、USDA の ERS が 2016 年 3 月付けで、2005 年から 2013 年における米国への海外からの輸入食品の国別・製品別拒否状況の統計「FDA Refusals of Imported Food Products by Country and Category, 2005-2013<sup>63</sup>」を発表している。同報告書によれば、FDA の人材・予算などのリソース的な制約があり、米国に輸入される食品の物理的検査の実施は輸入食品全体の 1% に留まっている。また、実施においても、ランダム検査ではなく、リスク予測に基づくアルゴリズムを使って、リスクの高い荷を検査するという手法を採っているとしている。なお、同報告書によれば、FDA が 2005～2013 年に輸入拒否した荷は 8 万 9,552 件で、このうち最も割合が高かったのが魚介類 (fishery and seafood products) の 20.5% で、これに野菜および野菜製品 (vegetables and vegetable products) の 16.1%、果物および果物製品 (fruit and fruit products) の 10.5% が続いた。主な輸入拒絶理由として、野菜および野菜製品は安全でない残存農薬 (unsafe pesticide residues)、果物および果物製品では衛生上の違反 (sanitary violation) があがっている。

<sup>60</sup> [https://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001589/report\\_rev2.pdf](https://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001589/report_rev2.pdf) page 68

<sup>61</sup> [https://www.aphis.usda.gov/publications/plant\\_health/2012/importing\\_food\\_japanese.pdf](https://www.aphis.usda.gov/publications/plant_health/2012/importing_food_japanese.pdf)

<sup>62</sup> [http://www.ers.usda.gov/webdocs/publications/eib151/57014\\_eib151.pdf](http://www.ers.usda.gov/webdocs/publications/eib151/57014_eib151.pdf) page2

<sup>63</sup> 本文 : [http://www.ers.usda.gov/webdocs/publications/eib151/57014\\_eib151.pdf](http://www.ers.usda.gov/webdocs/publications/eib151/57014_eib151.pdf) ; サマリー : [http://www.ers.usda.gov/webdocs/publications/eib151/57013\\_eib151\\_summary.pdf](http://www.ers.usda.gov/webdocs/publications/eib151/57013_eib151_summary.pdf)



国別では、メキシコ、インド、中国からの輸入食品に対して、輸入拒否の件数が特に多くなっている<sup>64</sup>。

青果物輸入に対する米国の規制は年々厳しくなる傾向にある。一方、日本の生産者は国内消費に重点を置いているため、海外への輸出を前提とした仕様にしていない。こうした状況で日本産品を米国に輸入しようとする場合には、輸入業者が輸入手続き以前に、成分内容の確認、米国への輸入可否の検討、手続きの確認等を行う必要があり、この作業に要した費用が青果物の値段に加算されてしまうため、米国での販売価格を高く設定せざるを得ない。USDAなどの米国政府機関から、青果物ごとの輸入手続き指標のようなリストの作成・公開があれば、日本の事業者側の時間短縮、人件費削減が可能となり、日本産青果物を販売する際の価格も、青果物の価格＋関税＋空輸価格、といったシンプルな形態で設定することができるようになるが、現実的には厳しい状況である。

## (2) ながいも

日本産ながいもは通常、海上輸送で米国へ輸送され、米国の港へ到着後、CBPをはじめとする、米国政府機関による検査が入る。FDAの検査は厳しく、生産者から出荷されたあとの日本国内での温度管理の記録等の提出を求められることも多く、輸入規制が厳しい。

## (3) いちご

カリフォルニア州は州内で生産した農産物を保護する傾向があり、米国内であっても他州からの青果物の持ち込みを一部制限している<sup>65</sup>。全米のいちご生産の約9割を占めるカリフォルニアは、いちごは全米のどの州からも持ち込みを許容しているものの検査対象に含めている。

---

<sup>64</sup> 同報告書では、特に輸入拒否の多い国のみが言及されており、日本は言及されていない。

<sup>65</sup> [https://www.cdfa.ca.gov/plant/factsheets/BringingFruitsVeggies\\_to\\_CA.pdf](https://www.cdfa.ca.gov/plant/factsheets/BringingFruitsVeggies_to_CA.pdf)

2016年度青果物の輸出重点国における流通構造調査（ロサンゼルス）

2017年3月作成

---

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林産品支援課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-8348

---

禁無断転載